

(答申事項1)

第5次生駒市総合計画

後期基本計画

(見直し案)

平成27年11月9日答申

生駒市総合計画審議会

小分野 1-(1)-①

市民協働^{※1} 【重点分野】

基本計画

4年後のまち

- ① 市民と市、市民同士が、互いに対等な立場で相互に補完し合い、協働によるまちづくりが進んでいる。

市民等の役割分担

市民1人できること

- ①1 市政、まちづくりに関心を持つ。
①2 主体性をもって積極的に市政に参画する。
①3 公募市民登録制度^{※2}に登録する。

市民2人以上できること

- ①1 市民政策提案制度^{※3}を活用し、事業や施策の提案を行う。

事業者できること

- ①1 市政、まちづくりに関心を持つ。
①2 主体性をもって積極的に市政に参画する。

行政の4年間の主な取組

- ①1 本市のまちづくりを進めていくための基本的なルールを定めた生駒市自治基本条例に基づき、参画と協働のまちづくりを一層進めています。(市民活動推進課)
①2 協働によるまちづくりの担い手を養成する講座を実施します。(市民活動推進センター)
①3 ワークショップ^{※4}等の手法を活用し、市政への市民の理解と関心を高めるとともに、市政に市民の意見を反映させます。(秘書広報広聴課)
①4 参画と協働によるまちづくりを推進するため、庁内における職員の意識の高揚を図ります。(市民活動推進課)
①5 審議会委員の公募や市民政策提案制度などを実施し、政策形成過程における市民参画の充実を図ります。(企画政策課)

※1 協働: まちづくりの主体である市民と市、市民同士が、それぞれの責任と役割分担に基づいて、お互いの立場や特性を生かし、尊重しながらよりよいまちづくりに協力し合うこと。
※2 公募市民登録制度: 市の審議会等に学識経験者等とともに参加する公募市民に、できる限り多くの市民が参加し、幅広い意見を市政に反映するため、予め無作為抽出した市民を対象に公募市民候補者登録名簿へ登録し、審議会等の委員改選時に名簿から公募市民を選考する制度。
※3 市民政策提案制度: 市民から、市政に関することや地域の課題などについての創意工夫あるアイデア等を募集する制度。事業の実施を決定した提案については、事業化に向けた具体的な協議・検討を行い、市政に反映していく。
※4 ワークショップ: 住民参加や合意形成の手法のひとつ。少人数グループで共同作業する場を提供することで、コミュニケーションの場づくり、ニーズ・アイデアの抽出を目的とするもの。

小分野 1-(1)-①

市民協働 【重点分野】

資料

現状と課題

地域の課題を解決し、住み続けたいまちとするためには、市民や事業者、行政が互いの立場を認識し合い、自覚と責任を持ってそれぞれが役割を担いながら協働していくことが必要です。

本市では、計画や条例の策定過程において、審議会等への市民委員の登用、素案に対する意見公募の実施など、市民参画の手法を拡大してきました。

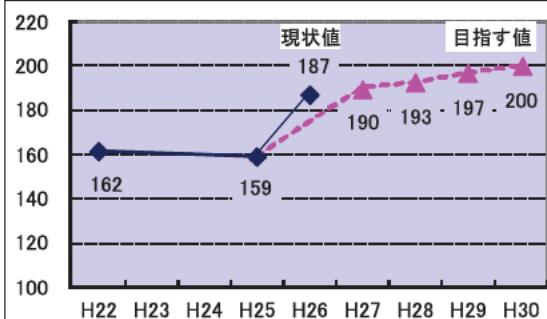
また、市民と行政の協働による環境への取組や身近な公園の整備などを実施してきました。

市民満足度調査の結果によると、市民の市政への関心は、6割以上の人人が関心があると回答していますが、積極的な情報提供に努めながら、さらなる市政への関心を高めていくことが必要です。

今後は、本市のまちづくりの基本ルールを定めた生駒市自治基本条例に基づき、参画と協働のまちづくりを一層推進していく必要があります。

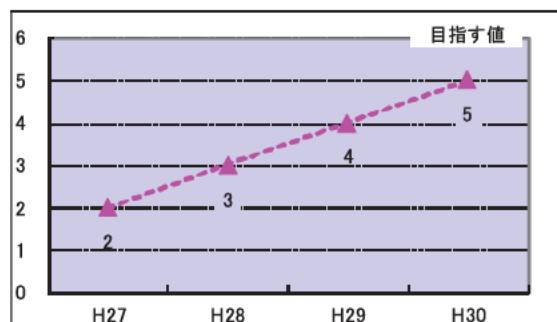
指標

①1 協働・参画型事業数(件)



【この指標について】市民と市又は市民同士がそれぞれの役割と責任を担いながら対等の立場で相互に補完し協力する事業(協働型事業)と市の施策、事業等の計画・実施・評価やまちづくりの過程に市民が主体的に関わる事業の数で、参画・協働によるまちづくりの度合いを示します。(市民活動推進課)

①2 ワークショップの開催回数(回)[累計]



【この指標について】ワークショップを開催した回数。地域の現状把握をはじめ、市民ニーズやアイデアを抽出し、計画案づくりに活かします。(秘書広報広聴課)

具体的な事業

- ①1 市民自治推進委員会の運営（市民活動推進課）
- ①2 組織活力アップ事業（市民活動推進センター）
- ①3 ワークショップ等の実施（秘書広報広聴課）
- ①4 参画・協働の職員研修（市民活動推進課）
- ①5 審議会等の公募市民登録制度（企画政策課）
- 市民政策提案制度（企画政策課）

小分野 1-(1)-②

情報提供・情報公開

基本計画

4年後のまち

- ① 市民が知りたい地域や市の情報を早く・簡単・正確に入手している。
- ② 市が発信している情報を市民等がより一層有効に活用している。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 インターネットが利用できる環境を整備し、パソコン等の操作方法を習得する。
- ①2 インターネットなどを活用して積極的に情報を取得し、意見を述べる。
- ①3 広報紙などを通じて市政に関心を持ち、積極的に行事や市政に参加する。
- ②1 知りたい情報のニーズを行政に伝える。

市民2人以上でできること

- ①1 ボランティアによるパソコン講習や支援サービスを提供する。
- ①2 インターネットが利用できない人への支援として、回覧等による情報の周知・共有を図る。
- ①3 市の広報活動に協力する。

事業者でできること

- ①1 広報紙などを通じて市政に関心を持つ。
- ①2 公共サービスと民間サービスとの連携や情報共有を図る。
- ①3 市の広報活動に協力する。
- ②1 事業者としての意見を行政に伝える。

〔通信事業者〕

- ①4 インターネットが利用できる環境を拡充する。
- ②2 個人情報等の情報管理を徹底する。

行政の4年間の主な取組

- ①1 市民が必要としている情報を的確に把握し、多様な媒体を活用しながら、積極的に地域や市政の情報を発信、提供します。(秘書広報広聴課)
- ①2 すべての人が支障なく情報や機能を検索し、利用できる、使いやすいホームページを作成します。(情報政策課)
- ①3 個人情報保護と情報セキュリティを徹底します。(総務課・情報政策課)
- ①4 市民が親しみやすく、分かりやすい広報紙を作成します。定期的にアンケートを実施しながら、市民のニーズを把握し、広報紙に反映します。(秘書広報広聴課)
- ①5 情報公開制度について分かりやすく啓発・PRを行います。(総務課)
- ①6 情報公開制度について、手続きの分かりやすさ、簡素化を進めます。(総務課)
- ①7 公正性・透明性の高い行政運営を確保するため、積極的な情報公開に努めます。(総務課)
- ②1 インターネットによる情報ツールを活用するなど、即時性のある広範な情報発信や市民との情報共有に努めます。また、ICT^{※1}を活用した市民の利便性向上に向けた取組を推進します。(情報政策課)
- ②2 シティプロモーションを推進します。(秘書広報広聴課・建築課)

※1 ICT:情報通信技術。Information and Communication Technology の略称。

小分野 1-(1)-②

情報提供・情報公開

資料

現状と課題

パソコンやスマートフォンなどの情報通信機器の普及により、インターネットを活用し誰でもどこでも必要な情報が簡単に入手できるようになりました。本市でも広報紙やホームページで地域・市政情報や暮らしの情報などを積極的に提供し、情報公開条例の改正を含め市民本位の積極的な情報公開を行っています。

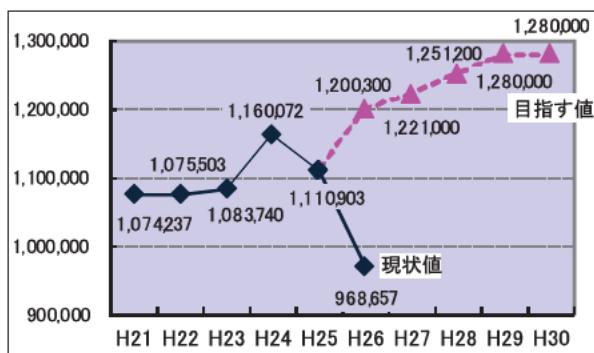
今後は、提供している情報が市民ニーズを的確に把握し分かりやすくタイムリーに発信できているかに留意し、求められる情報を迅速に提供できる体制を強化する必要があります。また、ツイッターなどを活用した即時性のある広範な情報発信、情報共有を図るなどの工夫も求められます。なお、高度情報化社会が発展する一方で、パソコンやインターネットを利用できる人とできない人との情報格差の広がりや、個人情報の保護も問題となってきています。そのため、インターネットと併せ、それ以外の様々な手法を用いた情報・サービス提供の方法を検討・工夫するとともに、個人情報保護と情報セキュリティに関する取組が必要です。

具体的な事業

- ①1 広報活動の強化（秘書広報広聴課）
- ①2 ホームページのリニューアル（情報政策課）
- ①3 個人情報保護制度の運用（総務課）
 - 情報セキュリティ対策（情報政策課）
- ①4 広報いこまの制作・発行（秘書広報広聴課）
- ①5 情報公開制度の運用状況の公表（総務課）
- ①6 情報公開制度の手続きの簡素化（総務課）
- ①7 積極的な情報公開（総務課）
- ②1 ツイッターを活用した情報発信（情報政策課）
 - オープンデータの充実（情報政策課）
 - ICT 活用やアプリ開発における関係課支援（情報政策課）
- ②2 シティプロモーション推進プロジェクトチームの設置（秘書広報広聴課）
 - P R サイト、公式フェイスブックの運用（秘書広報広聴課）
 - 市 P R 動画の映画館 CM 放映事業（秘書広報広聴課）
 - 事業者との協働による移住促進バスツアーの実施（秘書広報広聴課・建築課）

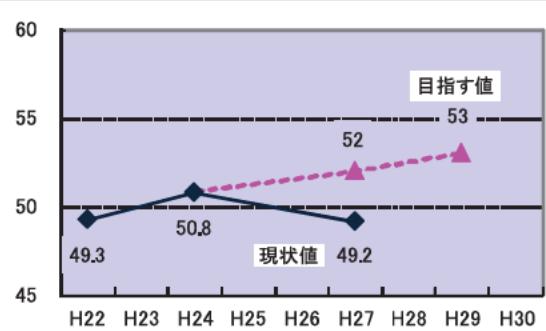
指標

① ホームページへのアクセス件数(件)



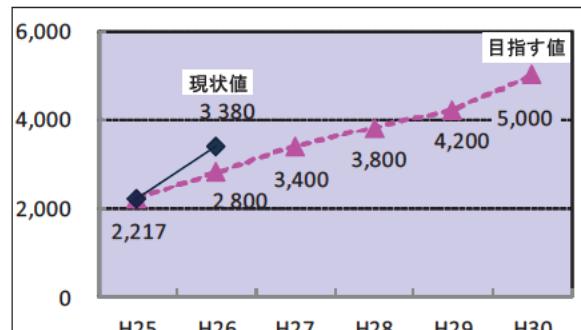
[この指標について] 生駒市公式ホームページのトップページへの年間アクセス件数。より多く、分かりやすい情報発信に努め、平成 30 年度で平成 24 年度の 1 割程度の増加を目指します。（情報政策課）

② 情報公開の満足度(点)



[この指標について] 「市民満足度調査」における一般市民の情報公開の満足度で、満足=100 点、やや満足=75 点、普通=50 点、やや不満=25 点、不満=0 点として点数化。H27 年度に 52 点、H29 年度には 53 点を目指します。（総務課）

③ ツイッターのフォロワー数(件)



[この指標について] 生駒市公式ツイッターアカウントのフォロワー数。広範な情報発信、情報共有に努め、平成 25 年度の倍増を目指します。（情報政策課）

小分野 1-(2)-①

地域活動・市民活動

基本計画

4年後のまち

- ① 地域の連帯感や助け合いの意識が高まり、自発的な活動が進んでいる。
- ② 様々な分野で市民活動団体の活動が広がり、連携してまちづくりに取り組んでいる。

行政の4年間の主な取組

- ①① 広報紙等による啓発を充実し、自治会未加入者への加入促進を図ります。(市民活動推進課)
- ①② 地域コミュニティ活動の基盤組織である自治会に対し、その活動に対する支援を行います。(市民活動推進課)
- ①③ 地域コミュニティの活動拠点である地区集会所の整備に対する支援を行います。(市民活動推進課)
- ①④ 自治会やボランティアやNPOなど各主体の活動の発展と連携を推進するため、概ね小学校区単位のエリアを基本として、これらの多様な主体で構成される市民自治協議会の設立を促進するとともに、その活動を支援します。(市民活動推進課)
- ①⑤ いこまどんどこまつりなどのイベントを通じて、市民間の交流を促進します。(市民活動推進課)
- ②① 「市民活動推進センターららポート」を運営し、ボランティアやNPO活動の情報発信を支援します。(市民活動推進センター)
- ②② 各種の講座などを通じてボランティアやリーダーの育成を図ります。(市民活動推進センター)
- ②③ 市民が主体的に行う公益的なまちづくり活動の支援を充実します。(市民活動推進センター)
- ②④ 「市民活動推進センターららポート」でのコーディネート機能の強化を図ります。(市民活動推進センター)
- ②⑤ 市民と行政が連携し、イコマニア100をはじめとしたイベントの企画、実施を進めます。(市民活動推進課)

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①① 隣近所とのつながりを大切にし、地域活動にも積極的に参加する。
- ②① 自主的・自発的に公益活動に参加する。

市民2人以上でできること

- ①① 自治会等を中心に、地域での行事、催し物を開催するなど、地域での連帯感を高める。
- ①② 自分達のまちのことは、自分達で決めて行動するために市民自治協議会^{※1}を設置し、安全、安心、防犯、防災などの地域の課題解決に取り組む。

[ボランティア・NPO]

- ②① まちづくり活動へ積極的に参加する。

事業者でできること

- ①① 地域の行事、協議会に参加し、住民と協力する。
- ①② 地域活動や市民活動に企業が関心を持ち、理解を示す。

※1 市民自治協議会：一定のまとまりのある地域(おおむね小学校区程度以下の単位)において、自治会やNPOなどの多様な主体で構成される市民自治活動を行う組織のこと。

小分野 1-(2)-①

地域活動・市民活動

資料

現状と課題

社会環境が大きく変化する中、地域内での安全や福祉に関する様々な課題に対し、行政だけで対応できる時代でなくなっており、自治会などの地域コミュニティの役割はますます重要になっています。自治会加入率は、80%を超えており、近年は低下傾向にあり、ライフスタイルの変化や少子高齢化、核家族化の進行等により、地域コミュニティへの帰属意識の希薄化が見られます。また、まちの活力を維持していくためには、ボランティアやNPOなどの活動が欠かせないものとなっています。

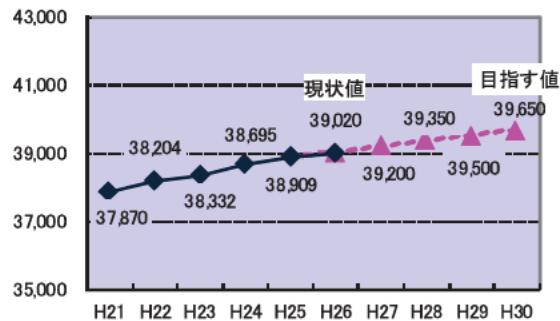
今後においては、市民や地域自らが地域の課題を解決していくことを基本に、自治会活動などの地域コミュニティ活動の促進や、ボランティアやNPOなどの市民の活動を支援していく必要があります。さらに、これら地域のことを最もよく知る多様な主体が互いに協力しながら、連携してまちづくりを進めていくことが必要となっています。

具体的な事業

- ①① 自治会加入の促進（市民活動推進課）
- ①② 自治振興事業（市民活動推進課）
- ①③ 地区集会所補助事業（市民活動推進課）
- ①④ 地域まちづくり活動支援事業【市民自治協議会設立準備会の運営や事業の支援】（市民活動推進課）
地域担当職員制の検討、運営費補助金の創設、拠点施設の検討、整備（市民活動推進課）
- ①⑤ いこまどんどこまつり（市民活動推進課）
- ②① 登録団体への支援（市民活動推進センター）
- ②② 市民公益活動啓発事業（市民活動推進センター）
- ②③ マイサポいこま（生駒市民が選択する市民活動団体支援制度）（市民活動推進センター）
ママのプロボノ※2活動促進事業（市民活動推進センター）
- ②④ 相談事業（市民活動推進センター）
- ②⑤ イコマニア100（市民活動推進課）

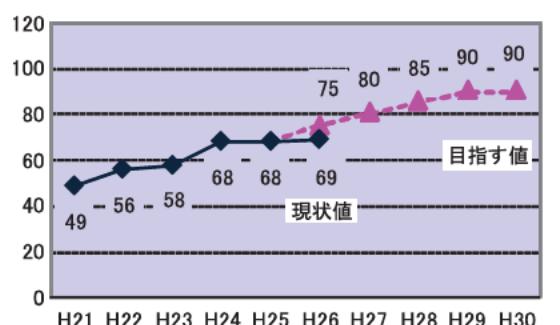
指標

① 自治会加入世帯数(世帯)



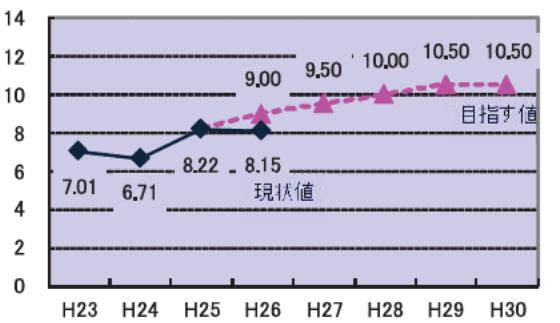
【この指標について】自治会からの報告による加入世帯数。平成30年度には39,650世帯を目指します。（市民活動推進課）

②① 市民活動推進センターららポート登録団体数(団体)



【この指標について】市民活動推進センターららポートに登録している市民公益活動を行う団体数。同センターは市民公益活動の情報発信施設であり、同センターの運営や市民活動に対する啓発などの取組を通じて、公益活動を行なう登録団体の増加を目指します。（市民活動推進センター）

②② マイサポいこま 市民による選択の届出率(%)



【この指標について】市民による選択の届出数を、6月1日現在において本市の住民基本台帳に記録されている18歳以上の人数で除したもの。（市民活動推進センター）

※2 プロボノ：社会人が自らの専門知識や技能を生かして参加する社会貢献活動。ラテン語の「Pro bono publico(公益のために)」を語源とする言葉。

小分野 1-(3)-①**人権****基本計画****4年後のまち**

- ① 市民が人権について正しい知識や情報をもち、お互いに理解し、尊重し合える人間関係を構築できるように、人権意識が高まっている。**

行政の4年間の主な取組

- ①① 人権相談に対する適切な対応や指導、支援を行います。（人権施策課）
- ①② 市民が人権について正しい知識や情報を持つように広報、周知活動を実施します。（人権施策課）
- ①③ 職員研修等により、職務執行における人権意識の高揚を図ります。（人事課）
- ①④ 市民や地域向けの地区別懇談会や、事業者が実施する職場の人権研修会に講師を派遣し、人権についての教育・啓発を推進します。（人権施策課）
- ①⑤ 市民が主体的に参加できる人権についての講座・研修会・催しの充実により、意識の高揚を図ります。（人権施策課）
- ①⑥ 多様な人権問題に対応するため、市民や各種団体等と連携するとともに、これまで取り組んできた成果や課題を踏まえ、多様な機会や媒体を通じて教育・啓発を進めます。（人権施策課）
- ①⑦ 学校教育や社会教育などでの人権教育の推進を図ります。（人権施策課・教育指導課）

市民等の役割分担**市民1人でできること**

- ①① 人権尊重の精神に対する理解を深める。
- ①② 日常生活において、人権感覚を身につける。

市民2人以上でできること

- ①① 積極的にボランティア、NPO等で人権に関して取組を行う。
- ①② 多様な人権問題に対応できるよう、行政などと連携する。
- ①③ 人権教育地区別懇談会を自治会や市民自治協議会^{※1}の行事の1つとして定着させる。

事業者でできること

- ①① 人権を尊重した事業活動を実施する。
- ①② 従業員に対する社内外での人権教育研修を推進する。
- ①③ 採用条件や雇用条件を適正に整備する。

※1 市民自治協議会: 小分野1-(2)-①参照

小分野 1-(3)-①

人権

資料

現状と課題

わが国の憲法で基本的人権は、「侵すことのできない永久の権利」として保障されており、21世紀は「人権の世紀」と言われています。本市では、平成17年に「生駒市人権施策に関する基本計画」を策定し、これに基づき、毎月11日の「人権を確かめあう日」の設定や、人権教育講座・研修会の実施等の人権教育・啓発の推進、人権相談の充実、ボランティア活動に対する支援を行っています。

しかし、現在でも同和問題や高齢者、障がい者などに関わる様々な人権問題が存在しています。さらに、インターネットを悪用した人権やプライバシーなどに関する新たな問題も起こってきています。

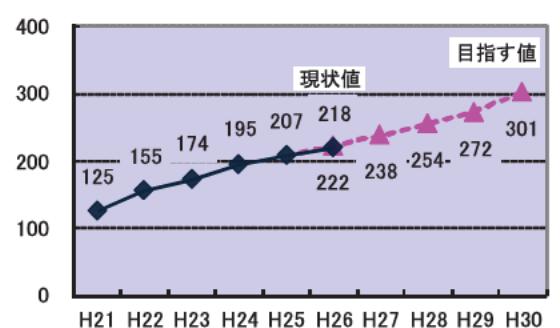
今後も市民一人ひとりが人権意識を高めるためには、効果的な人権教育・啓発を行っていくとともに、人権侵害の潜在化に対する状況把握と、迅速な対応ができる体制を整備していくことが必要となっています。

具体的な事業

- ① 1 人権相談事業（人権施策課）
- ① 2 「人権を確かめあう日」の広報（人権施策課）
- ① 3 職員人権問題研修の開催（人事課）
- ① 4 地区別懇談会の開催（人権施策課）
- 人権教育研修講師派遣事業（人権施策課）
- ① 5 市民集会の開催（人権施策課）
- 人権教育講座「山びこ」の開催（人権施策課）
- ① 6 インターネット人権セーフティネット事業（人権施策課）
- 生駒市人権教育推進協議会、生駒市人権教育研究会への支援（人権施策課・教育指導課）
- ① 7 人権教育の推進（人権施策課・教育指導課）

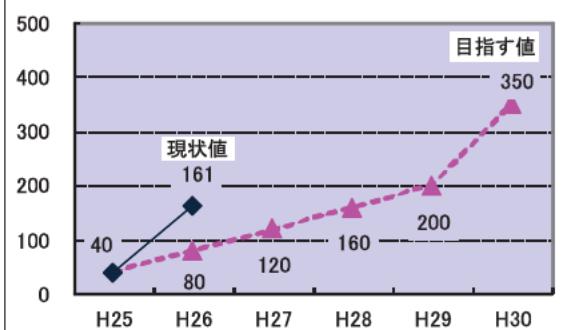
指標

① 1 人権教育地区別懇談会の開催数[累計](回)



[この指標について] 暮らしの中で人権が尊重できるまちづくりを目指して、平成14年度から始まった各自治会別に開催する人権教育地区別懇談会の累計回数。地区別に実施していることから年度によって開催数が増減するため、現状を基準として開催を重ねていき、人権意識の高揚を図ります。（人権施策課）

① 2 講演会等に初めて参加した参加者数の延べ人数(人)



[この指標について] 人権問題に関する講演会等に初めて参加した参加者の延べ人数。今後行う講演会、地区別懇談会時のアンケート調査で初めて参加した参加者数を把握し、市民の人権問題に対する関心を示す指標とします。（人権施策課）

小分野 1-(3)-②

男女共同参画

基本計画

4年後のまち

- ① 男女がお互いに相手を思いやり、尊重し、自らの能力を発揮しながら、自分らしい生き方ができるように取り組んでいる。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識^{※1}に基づく慣習、慣行、社会制度にとらわれないようにする。

市民2人以上でできること

- ①1 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力する。
- ①2 地域の活動や社会生活、家庭生活において、男女共同参画を推進する。

事業者でできること

- ①1 従業員に対して職業生活と家庭生活が両立できるように配慮し、職場における男女共同参画を推進する。
- ①2 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力する。

行政の4年間の主な取組

- ①1 広報紙や情報誌、ホームページ等、多様な媒体を通じて啓発活動を実施します。(男女共同参画プラザ)
- ①2 市民、事業所等対象者が参加しやすく、男女共同参画の意識の啓発につながるような、講演・講座を開催します。(男女共同参画プラザ)
- ①3 男女共同参画プラザを拠点とし、DV（ドメスティック・バイオレンス）^{※2}やセクシャル・ハラスメント等を許さない意識啓発を推進するとともに、女性やDV被害者等への相談・支援体制を充実します。(男女共同参画プラザ)
- ①4 「家庭」「職場」「学校」「地域」をはじめ、あらゆる分野への男女共同参画の促進がされるように啓発活動を推進します。(男女共同参画プラザ)
- ①5 学校や地域等で、それぞれが自分の能力や個性を輝かせ、「自分らしく」生きることができる社会をめざし、出前講座を実施します。(男女共同参画プラザ)
- ①6 ワークライフバランス等男女がともに働きやすい職場のあり方を検討し、市役所の女性管理職員の割合を平成30年度当初に30%を目指すため、市役所内に女性職員躍進行動計画策定委員会と女性躍進プロジェクトチームを編成し、女性職員躍進行動計画を策定し、計画を実行します。(人事課)

※1 性別役割分担意識：男である、女であるという性別観により、「男は仕事、女は家庭」、「男は主、女は従」という、性別によって役割を固定する考え方や意識のこと。

※2 DV: Domestic Violence(ドメスティック・バイオレンス)の略。夫婦や恋人など、親密な関係にある人・配偶者などから受ける暴力のこと。単なる身体的な暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力なども含まれる。

※3 ワークライフバランス：「仕事と生活の調和」と訳され、人生の各段階において、「仕事」と「仕事以外の生活」(子育てや親の介護、自己啓発、地域活動など)との調和がとれている状態を指す。

小分野 1-(3)-②

男女共同参画

資料

現状と課題

男性も女性もすべての人がそれぞれの有する資質・能力を十分に開発・発揮し、個人の選択に応じて納得のいく生き方ができる男女共同参画社会を実現していくことは、大きな課題です。

本市では、奈良県内でも早い時期から男女共同参画への取組を実施し、平成20年2月10日に生駒市男女共同参画都市宣言を行うとともに、平成20年4月1日には生駒市男女共同参画推進条例が施行されました。条例の施行に伴い、平成20年4月に女性センターを男女共同参画プラザに改め、相談事業や各種講座の開催、啓発活動など、取組の充実を図っています。

男女共同参画に関する意識は徐々に変化しつつあるものの、セクシュアル・ハラスメントやDVが起こるなど、性差別や性別による固定的な役割分担意識が根強く存在しています。

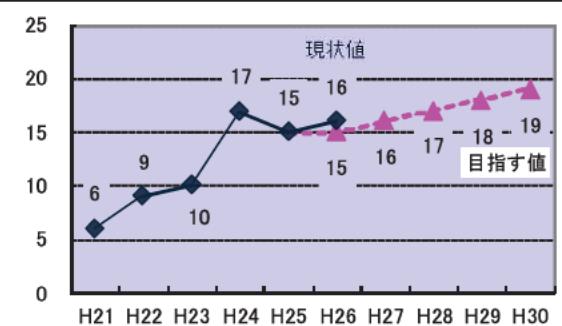
男女共同参画社会の実現のためには、市民・事業者・行政が一体となって取り組んでいくことが必要です。

具体的な事業

- ①1 ViVid You&I の発行（男女共同参画プラザ）
情報の収集・提供（男女共同参画プラザ）
- ①2 各種講座の開催（男女共同参画プラザ）
- ①3 女性のための相談事業（男女共同参画プラザ）
- ①4 課題別職員研修等の実施（男女共同参画プラザ）
- ①5 出前講座の実施（男女共同参画プラザ）
- ①6 女性職員躍進行動計画策定委員会の編成（人事課）
女性躍進プロジェクトチームの編成（人事課）
女性職員躍進行動計画の策定（人事課）

指標

①1 男女共同参画啓発講座等の開催数(件)



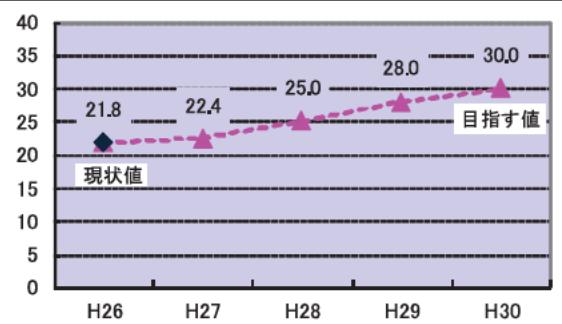
[この指標について] 一年間に市が主催する男女共同参画の講座等の開催数。自分の生き方や日常生活の中で、いかに思い込んでいることが多くあるかに気づき、男女共同参画の大切さを知ってもらうため、啓発の機会を増やします。（男女共同参画プラザ）

②2 市の附属機関等の女性委員の割合(%)



[この指標について] 市の附属機関等の委員総数に対する女性委員の割合。生駒市男女共同参画行動計画に基づく目標値（平成26年度40%）を踏まえ、審議会等への女性委員の参加を促進します。（男女共同参画プラザ）

③3 市役所の女性管理職の割合(%)



[この指標について] 市役所の管理職総数に対する女性管理職の割合。平成30年度当初に30%を目指します。（人事課）

小分野 1-(3)-③

多文化共生^{※1}

基本計画

4年後のまち

- ① 市民一人ひとりが、地域社会の中で互いの多様性を認め合い、市民の主体的な国際交流・相互理解ができる環境の整備が進んでいる。**

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 異文化に対する理解を深め、尊重する意識を高める。

市民2人以上でできること

- ①1 地域においてことばや文化の違いで日常生活に不便を感じている人達のサポートを行う。
 ①2 外国人住民^{※2}が地域活動へ参加しやすい環境をつくる。

事業者でできること

- ①1 外国人住民の就労を支援する。
 ①2 市の事業等に参加・協力する。
 ①3 外国人住民にも対応したサービスの提供を行う。

行政の4年間の主な取組

- ①1 外国人住民の多様な文化・伝統に対する理解の推進を図ります。(人権施策課)
 ①2 青少年が多文化を理解できるような事業等を開催します。(生涯学習課)
 ①3 学校教育、社会教育における多文化共生教育を推進します。(教育指導課)
 ①4 外国人住民教育推進懇話会等の意見を踏まえ、日本語教室等の多文化共生事業の推進を図ります。(人権施策課)
 ①5 日本語が不自由な外国人住民の生活支援や国際交流活動を担うため、支援できる環境づくりを推進します。(人権施策課)
 ①6 市民向けの文書の多言語表記を推進します。(人権施策課)

※1 多文化共生：国籍や民族等が異なる人々が、互いの文化的な背景等の違いを認め合いながら人権を尊重し、地域社会の中で共に生きていくこと。

※2 外国人住民：本計画書では外国籍市民と外国にルーツを持つ市民の総称を意味する。

小分野 1-(3)-③

多文化共生

資料

現状と課題

近年、交通機関や情報通信技術の発達に伴い、グローバル化が進み、言語も文化も違う外国人が様々な地域で暮らすようになっており、今後さらに増加していくものと考えられています。

本市の外国人住民は近年横ばいの状況で、現在1,000人近くが暮らしており、取組として平成8年(1996年)3月に生駒市国際化基本指針が、平成12年(2000年)3月に生駒市外国人住民教育指針が策定され、生活面では、日本語教室や庁舎案内板の多言語併記、ホームページの外国語翻訳など行っているほか、国際交流のつどいの開催などを行っています。

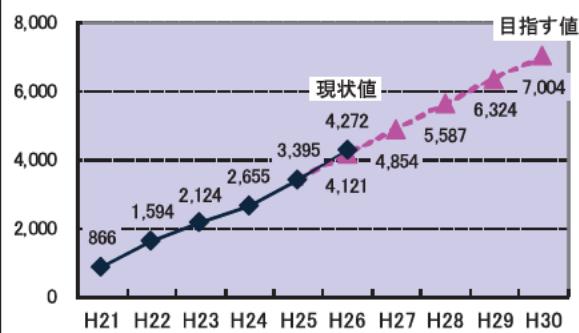
今後も、外国人住民との交流や外国の文化などを学ぶことができる機会の充実を図るとともに、外国人住民の生活支援や国際交流活動を担う体制の充実などを行い、外国人住民が快適に生活でき、日本人と外国人住民が互いに理解・尊重し合い、共生できる社会の実現のための取組が必要です。

具体的な事業

- ① 案内版の多言語表記（人権施策課）
- ② 国際交流事業（生涯学習課）
- ③ 多文化共生教育（教育指導課）
- ④ 日本語教室の開催（人権施策課）
- ⑤ 国際化ボランティア事業（人権施策課）
ホームページの外国語翻訳（情報政策課）
- ⑥ 市民向けの文書の多言語表記の推進（人権施策課）

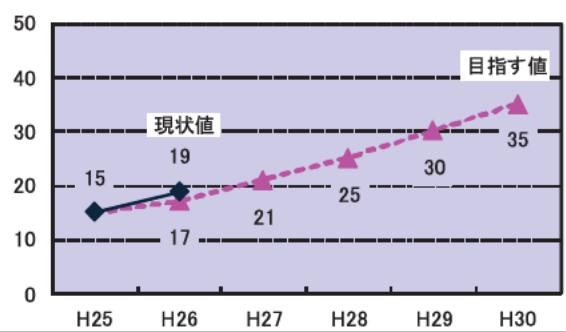
指標

① 日本語教室の学習者の延べ学習者数(人)



[この指標について] 年度ごとの学習者の累計。外国籍市民に日本語教室を提供し、外国人市民が快適な日常生活を過ごすことができるよう支援することを通じて、市民の国際感覚を養成します。(人権施策課)

② 国際化ボランティアの延べ登録者数(人)



[この指標について] 市民と外国人が交流を深め、理解し合うことで、「多文化共生」社会づくりを推進することを目的に、「国際化ボランティア」の登録者の延べ人数が増加することを目指します。(人権施策課)

小分野 1-(4)-①

行政経営

基本計画

4年後のまち

- ① 市民ニーズに基づく行政運営が行われ、市政に対する市民の満足度が高まっている。
- ② 総合計画の進行管理が適切に行われ、計画の目標が達成されている。

行政の4年間の主な取組

- ①① 市ホームページの問い合わせメールやアンケートなど、市民、地域活動団体、事業者等が意見を述べられる恒常的な広聴制度の整備と周知を図ります。(秘書広報広聴課)
- ①② 市民や利用者のニーズに即した行政サービスを提供するため、定期的に満足度調査を実施します。(企画政策課)
- ①③ 事務事業の必要性や成果などを明確にし、民間委託も考慮しながら、恒常的に整理・合理化を図るとともに、行政改革大綱に基づいた行政改革を推進します。(企画政策課)
- ①④ 「不正行為の防止」・「競争性の確保」・「適正な品質の確保」を基本に、市内事業者の活性化にも配慮した適正な公共調達がなされるよう、入札・契約・検査制度の改革を推進します。(契約検査課)
- ②① 総合計画の進捗状況についての情報提供を行います。(企画政策課)
- ②② 総合計画の進行管理を適切に実施し、指標の目標値を達成できるよう予算制度と連動させます。(企画政策課)
- ②③ 各所属において主体的にPDCAサイクルマネジメント^{※3}が運用しやすく、一層定着するように、総合計画の進行管理手法を発展させます。(企画政策課)
- ②④ 各所属における分野別計画の進行管理の定着を図ります。(企画政策課)
- ②⑤ 総合計画と自治基本条例、総合計画と分野別計画の関係を整理し、計画体系を検討します。(企画政策課)
- ②⑥ 各部長の組織運営に関するマネジメント意識の向上を図るため、部としての組織目標をそれぞれ設定するとともに、その成果を評価し、市民に公表します。(企画政策課)

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①① 市が実施するアンケート調査やパブリックコメント^{※1}で意見・要望を述べる。
- ②① 総合計画の内容を知り、総合計画の4年後のまちが実現できるよう市民の役割を実践する。

市民2人以上でできること

- ①① 市民政策提案制度^{※2}を活用し、事業や施策の提案を行う。

事業者でできること

- ①① 市が実施するアンケート調査やパブリックコメントで意見・要望を述べる。
- ②① 総合計画の内容を知り、総合計画の4年後のまちが実現できるよう事業者の役割を実践する。

※1 パブリックコメント:市の基本的な計画や条例等の策定にあたり、その趣旨・目的・内容を公表し、それに対する市民からの意見・情報等を受け、出された意見の概要と市の考え方を公表する制度。市の基本的な計画や条例等の策定過程において市民が意見する機会を保障するだけでなく、反映すべき意見については市の基本的な計画や条例等へ反映することで、その内容をよりよいものとすることを目的とする。本市では生駒市パブリックコメント手続条例を平成20年4月から施行。

※2 市民政策提案制度:小分野1-(1)-①参照

※3 PDCAサイクルマネジメント:「計画(Plan) — 実施(Do) — 評価(Check) — 改善(Action)」という工程を継続的に繰り返すことにより、計画、実施後の結果を十分に検証し、改善策やさらなる次の施策の展開につなげる仕組みのこと。

小分野 1-(4)-①

行政経営

資料

現状と課題

市民ニーズが多様化・複雑化する一方で、地方分権の進展に伴い、自己責任・自己決定のもと、自主性と自立性をより高めた行政運営を行う必要があります。また、厳しい財政状況のもと、限りある行政資源を有効かつ効率的に活用し、効果的な行政経営を行うことが求められています。

本市では、ワークショップ^{※4}の開催、ききみみポスト^{※5}の設置やパブリックコメントの実施などにより、市民の意見・要望を把握し、反映させる仕組みの確立を図っています。総合計画の進行管理を行うための審議会においても、市民委員に参加してもらい、施策の達成状況や今後の方向性について意見を反映しています。

公共調達においては、事後審査型一般競争入札制度を始め、総合評価落札方式^{※6}や電子入札制度を導入し、公正・公平な契約制度の確立を図っています。

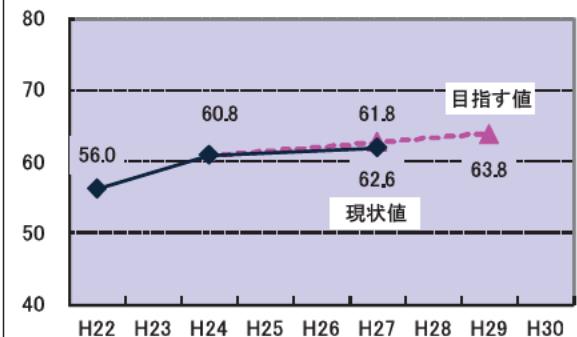
今後も各部署において、まちづくりの主体である市民の意見を反映させながら、計画や事業の進行管理を適切・明確に行うとともに、進行管理の検証結果や市民満足度調査を踏まえ、充実が望まれる分野について施策の重点化を図るなどの対応も必要になります。

具体的な事業

- ①① 広聴制度の周知（秘書広報広聴課）
- ①② 市民満足度調査（企画政策課）
- ①③ 行政改革大綱後期行動計画の推進（企画政策課）
- ①④ 入札・契約・検査制度の見直し（契約検査課）
- ②① 総合計画進行管理検証結果の公表（企画政策課）
- ②② 予算反映の仕組み構築（企画政策課）
- ②③ 総合計画進行管理手法の改善（企画政策課）
- ②④ 分野別計画の進行管理の促進（企画政策課）
- ②⑤ 新総合計画策定事業（企画政策課）
- ②⑥ 「部の主要施策」制度の管理運用（企画政策課）

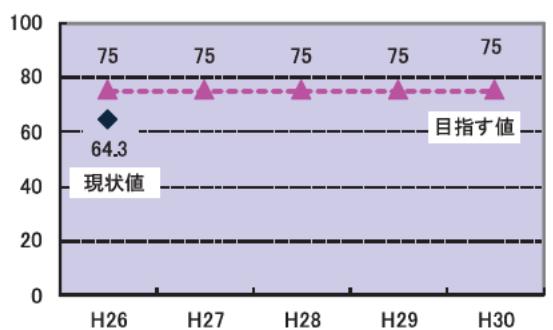
指標

① 総合的な住みやすさの満足度（%）



[この指標について]「市民満足度調査」における市民の総合的な住みやすさの満足度で、「非常に満足」「満足」「やや満足」と回答した人の割合。前期基本計画での目標値(平成30年度)を65%に設定していたことに鑑み、平成29年度の割合が63.8%へ増加することを目指します。(企画政策課)

② 総合計画の進行管理のために設定した「指標」の達成割合（%）



[この指標について]各年度の目指す値を達成した指標数／全ての指標数。各年度の目指す値を達成した割合が、毎年度75%以上を維持することを目指します。(企画政策課)

※4 ワークショップ：小分野 1-(1)-①参照

※5 ききみみポスト：市政に対する意見や提案などを寄せていただく市民意見箱のこと、身近に利用される公共施設に設置している。

※6 総合評価落札方式：従来の価格のみによる自動落札方式とは異なり、価格以外の技術的な要素を評価の対象に加え、品質や施工方法等を総合的に評価し、価格と技術の両面から最も優れた者を落札者とする方式。

小分野 1-(4)-②

行政サービス

基本計画

4年後のまち

- ① サービスの向上がより一層図られ、親切、丁寧で、質が高く、市民の目線に立ったサービスが提供されている。
- ② 質の高い公共施設の管理運営が、安定的に行われている。
- ③ 市民の情報通信技術を活用した行政サービスの利用が広がっている。

行政の4年間の主な取組

- ① 住民基本台帳カード^{※2}を普及するとともに、利便性の高いコンビニ交付について周知し、普及に努めます。
(市民課)
- ② 市ホームページの問い合わせメールやアンケート等で行政サービスについて意見を述べる機会を設けます。
(秘書広報広聴課)
- ② 運営を指定管理とした施設について、運営状況の評価を実施し、質が高く安定的で効率的な公共施設の運営に努めるとともに、各公共施設の利用を促進します。
(企画政策課・関係課)
- ③ インターネットを利用した各種申請・届出やイベント申込など、利用者にとって利便性の高いオンラインサービスの提供に努めます。
(情報政策課)
- ③ 情報通信技術を活用した業務の効率化と市民サービスの向上を図ります。
(情報政策課・市民課)

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ① コンビニ交付など利便性の高い行政サービスを利用する。
- ② サービスに対する意見をアンケートなどで述べる。

市民2人以上でできること

- ① アンケート等で意見を述べる。

事業者でできること

- ① 公共施設やサービスについて民間事業者の視点から提案する。
- ② アンケート等で意見を述べる。

〔指定管理者^{※1}〕

- ② 公共サービスを担うものとしての責任をもち、適正で公平なサービスを提供する。

※1 指定管理者(制度):公の施設(体育館や図書館、コミュニティセンターなど)を地方公共団体が指定する民間等の法人・団体(=指定管理者)に管理させ、その能力等を活用することによって、住民サービスの向上や経費の節減等を図ることを目的とする制度。

※2 住民基本台帳カード:住民基本台帳カードの発行は、社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入に伴って、平成28年1月から個人番号カードの発行を開始するまで。マイナンバー制度開始後は、個人番号カードの普及に努める。

小分野 1-(4)-②

行政サービス

資料

現状と課題

質の高い市民サービスの効率的・効果的な提供は、行政にとっての責務であり、本市においては、市民にとって利便性の高いコンビニ交付を導入し、住民票の写しや印鑑登録証明書などの発行を行っています。さらに、インターネットを利用した施設予約や各種申請などの受付も行っています。また、平成24年7月から市内6カ所の生涯学習施設について、サービスとコストの両面から効率的・効果的な運営を検討し、民間企業による指定管理を実施しており、今後はその効果をモニタリングし、安定的かつ効果的な施設管理運営を目指します。

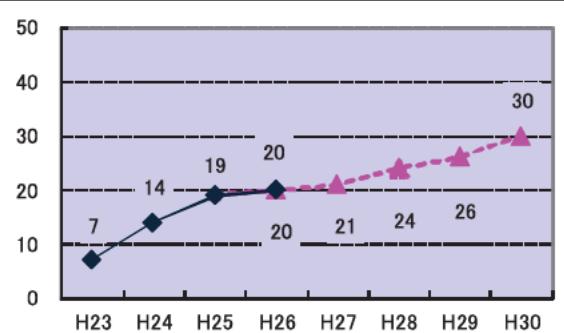
今後も市民ニーズを把握し、費用対効果を検討しながら、市民にとって利便性の高いサービスを提供するため、施設の開館時間の見直しや近隣市町との連携などを図っていく必要があります。

具体的な事業

- ①① コンビニ交付事業（市民課）
- ①② アンケートシステムの運用（秘書広報広聴課）
- ②① 施設の公共的使命を基準とした指定管理者モニタリング^{※3}の実施（企画政策課）
公共施設利用促進事業（生涯学習課）
利用制限楽器の使用を認めるなどコミュニティセンター・文化ホールの利用規制緩和（生涯学習課）
- ③① 奈良電子自治体共同運営システム^{※4}の運用（情報政策課）
- ③② 情報システム・情報ネットワークの運用管理（情報政策課）
コンビニ交付事業（市民課）

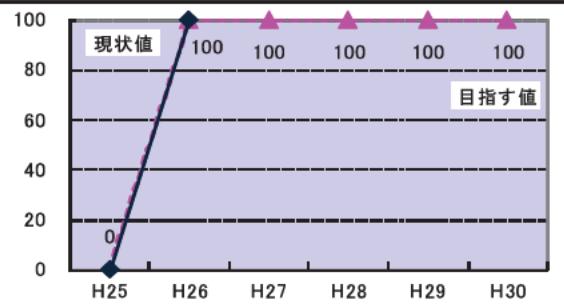
指標

① コンビニ交付等での利用率(%)



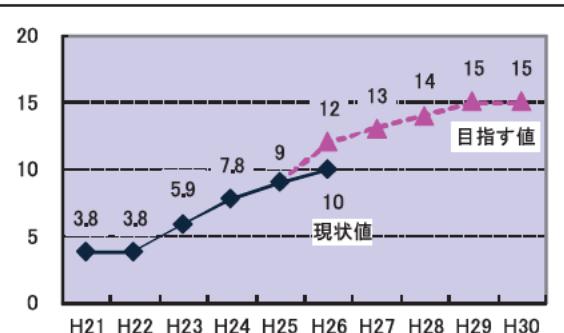
【この指標について】市民課が取り扱う窓口業務に対する住民基本台帳カードを利用したコンビニ交付等での交付の利用率。市民にとって利便性が高いことを示し、利用率の向上を目指します。（市民課）

② 指定管理者のモニタリング実施率(%)



【この指標について】指定管理者制度を導入した施設について、運営状況のモニタリングを実施した施設の割合。平成26年度に100%を目指し、それ以後も100%実施を維持することを目指します。（企画政策課）

③ 電子申請等オンラインサービスの利用率(%)



【この指標について】「奈良電子自治体共同運営システム」（電子申請のシステム）の対象事務・対象施設におけるシステムの利用率。
電子申請できるメニューの拡大や、オンラインサービスの周知により、利用率の向上を目指します。（情報政策課）

※3 モニタリング：指定管理者が、適正かつ確実なサービスが提供されているかを確認する手段であり、安定的・継続的にサービスを提供することが可能であるかを監視（評価）し、必要に応じて改善に向けた指導、助言を行い、その結果を公表する仕組みのこと。

※4 奈良電子自治体共同運営システム：奈良県と県内市町村で構成する「奈良県電子自治体推進協議会」が運営する、申請・届出やイベント申込、施設予約ができるシステムのこと。

小分野 1-(4)-③

財政

基本計画

4年後のまち

- ① 社会保障費増大に対応し、かつ投資的経費も賄える強い財政運営が確立されている。
- ② 財政指標が健全な状態である。
- ③ 現在必要な事業は確実に執行しつつも、将来世代への借金が極力抑制されている。

行政の4年間の主な取組

- ①1 効率的な投資の見極めにより、公共事業などに伴う市債^{*1}の発行を最小限に抑え、長期的な観点からコストの削減を図ります。(財政課)
- ①2 民間事業者の活力を積極的に活用しながらサービスの向上を図るとともに、業務の効率化を推進します。(企画政策課)
- ①3 行政改革の推進や新規・主要事業のヒアリングなどを通じて、事業の有効性や効率性を評価し、事業の効率化を図ります。(企画政策課)
- ①4 納税環境を整備することにより、さらなる市民の利便性と納税意識を高めるとともに、税収確保を図ります。(収税課)
- ①5 ふるさと納税をより積極的に活用し、歳入確保に努めます。(課税課)
- ①6 公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設等の最適な配置の実現と長寿命化及び中長期的な維持保全を推進します。(企画政策課)
- ②1 財政の現状と課題を分析し、無駄を省くことを基本に財政指標を健全なレベルに導き、維持します。(財政課)
- ③1 財源が許す限り、積極的な繰上償還^{*2}を実施します。(財政課)
- ③2 市債の借入に際しては、交付税算入^{*3}のある優良起債^{*4}に限り、また償還年数も原則10年とします。(財政課)

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ②1 法律・条例等のルールを守ることで、ルール違反に伴う事務や違反対策に係る無駄な行政コストを増やさない。
- ②2 市民参加により財政をチェックする。
- ②3 健全な財政運営のための施策について、関心を持ち、理解を深め、積極的に意見を述べる。

市民2人以上でできること

- ②1 補助金等に依存することなく、自立した団体運営を行う。

事業者でできること

- ②1 法律・条例等のルールを守ることで、ルール違反に伴う事務や違反対策に係る無駄な行政コストを増やさない。
- ②2 財政運営に関心を持つ。

*1 市債：市が、資金調達のために負担する債務であり、年度を超えて返済される長期借入金のこと。

*2 繰上償還：地方債の返済期間を繰り上げて償還(返済)すること。

*3 交付税算入：地方債の返済金額の一部が、地方交付税の算定額に組み入れられていること。

*4 起債：市債を起こす(発行する)こと。起債の目的、限度額、起債方法、利率及び償還の方法は、予算で定めなければならない。

小分野 1-(4)-③

財政

資料

現状と課題

歳入の根幹である税収は平成19年度以来減少を続けていましたが、平成24年度決算において、増加に転じました。一方、歳出は、職員数を平成20年度の945名から平成25年度には831名まで削減し、また公債費も借入期間の短縮化や積極的な繰上償還も行うことにより、いずれも決算額ベースで前者は職員給与費が平成20年度の約77.1億円（報酬、退職手当除く）から平成24年度には約68.7億円（同）となり、後者は市債残高が、平成20年度の約388億円から平成24年度には約322億円となり、経常的な経費の削減に一定程度成功しています。しかし、削減された財源は、年々増大する社会保障関係費に注ぎ込む構図となっており、経常収支比率は平成24年度において9年ぶりに90%を下回ったものの、さらなる経常経費の削減に取り組む必要があります。右表のように、平成28年度以降の経常収支比率や実質公債費比率については、市立病院建設を始め投資的経費に係る市債の償還が始まることから、償還期間中は各数値に影響があると見込まれます。

今後は、消費税の増税により、地方の社会保障財源も充実し本市においても地方消費税交付金の増加が予想されるところですが、これは国債の増発に上積みされている地方交付税や不足する地方交付税の代替財源として借りている臨時財政対策債の減少につながると思われることから、これらの動向をよく把握し、地方消費税交付金の増収分を社会保障費に生かしながら、経常経費の削減や職員のコスト意識の徹底、弛まない事務事業の見直しに取り組む必要があります。

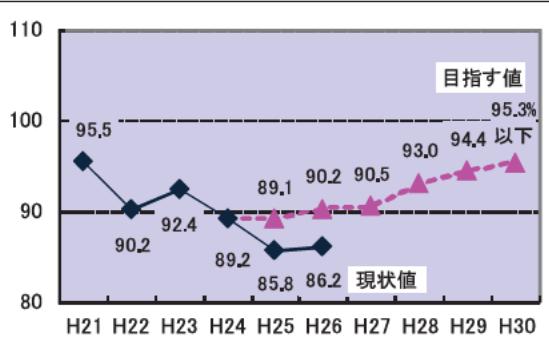
なお、平成26年度から、高山小中一貫校建設、南こども園、鹿ノ台中学校エコスクール改修、生駒台幼稚園建て替え等、子育て教育分野の投資的経費が急激かつ大幅に拡大するため、特定財源の確保に全力をあげる必要があるとともに、他の分野の投資的経費の抑制、歳出年度の平準化等に取り組み、社会保障費等の義務的な財政支出への影響を避ける必要があります。

具体的な事業

- ① 中期財政計画作成（財政課）
 - 一般財源による枠配分予算の実施（財政課）
- ② 民間委託の範囲の拡充（企画政策課）
 - 指定管理者^{※5}のモニタリング（企画政策課）
- ③ 行政改革大綱後期行動計画の推進（企画政策課）
 - 新規・主要事業等ヒアリングの実施（企画政策課）
- ④ ペイジーの導入（収税課）
- ⑤ ふるさと納税の市内百貨店連携事業（課税課）
- ⑥ 公共施設等総合管理計画策定（企画政策課）
- ② 経常収支比率、実質公債費比率等の財政指標のより正確な算出（財政課）
- ③ 勝出抑制による決算剰余金の予算額以上の捻出（財政課）
 - 市債の繰上償還の実施（財政課）
 - 繰越金の基金への積立（財政課）
- ③ 普通交付税算入率の高い優良起債の活用（財政課）

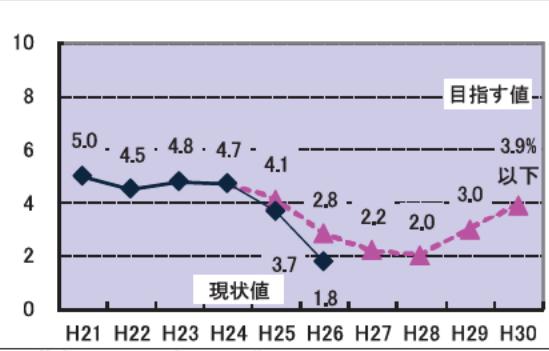
指標

① 経常収支比率(%)



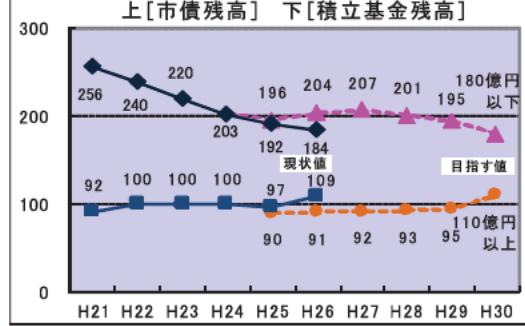
【この指標について】市の財政構造の弾力性を表す財政指標で、数値が低いほど弾力性が高いことを表します。職員定数の適正化による人件費の抑制や、行財政改革による物件費、補助費等の削減、市債の繰上償還等により、比率を抑えることを目指します。（財政課）

② 実質公債費比率(%)



【この指標について】公債費（借金の返済金）による財政負担の健全度を表す財政指標。市債の借入れを厳選してきたことにより、類似都市の水準を下回っていますが、今後も市債の借入れを極力抑え、健全な財政運営を図ります。（財政課）

③ 市債残高と積立基金残高[普通会計ベース](億円)



【この指標について】市債の借入残高。財政調整基金や減債基金などの積立基金の残高。繰上償還や繰越金の基金への積立などにより、財政の健全化を図ります。（財政課）

※5 指定管理者(制度)：公の施設(体育館や図書館、コミュニティセンターなど)を地方公共団体が指定する民間等の法人・団体(=指定管理者)に管理させ、その能力等を活用することによって、住民サービスの向上や経費の節減等を図ることを目的とする制度。

小分野 1-(4)-④

職員・行政組織 【重点分野】

基本計画

4年後のまち

- ① 少数精銳で効率的・効果的な組織体制となっている。
- ② 職員が能力を向上・発揮して業務を遂行している。
- ③ 社会情勢に合った柔軟な組織になっている。

行政の4年間の主な取組

- ①① 新たな昇格・昇給制度の導入により、効率的な組織体制の構築を図るとともに、事務事業の見直し、民間活力の積極的な導入、再任用制度の運用など、定員適正化計画の取組を進め、職員定数の適正化により少数精銳の組織をめざします。（人事課）
- ①② 職員の能力・実績を適正に評価する人事評価制度を全職員に導入することにより、その意欲と能力の発揮を促すとともに、適材適所の人事配置を推進し、効果的な人事管理と人材育成に活用します。また、新しい人材育成基本方針を人事評価制度へ連動させます。（人事課）
- ①③ 職員の時間外勤務の削減を図ります。（人事課）
- ②① 優秀な人材の確保に向け、新規職員採用試験説明会の開催、採用試験内容や方法の見直し等を実施することにより、受験者の拡大を図り、人物重視の視点から職員を採用するとともに、技術職員の採用を強化します。（人事課）
- ②② 職員の政策形成能力や問題解決能力などを向上させるため、多様な研修機会を提供するとともに、自己啓発への助成などを実施し、職員の意識改革と一層の能力向上を図ります。（人事課）
- ③① 市民ニーズや時代の変化を的確に捉えながら、効率的に柔軟な組織体制の構築と意思決定の迅速化を図ります。（企画政策課）
- ③② 各部課間をまたがる行政課題に対応するため、理事者及び部長級で組織する検討会議の運営や、プロジェクトチームの設置など調整機能を充実します。（企画政策課）

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①① 市が実施するアンケート調査やパブリックコメント^{※1}で意見・要望を述べる。
- ①② 職員の応対等に対する要望を伝える。

市民2人以上でできること

- ①① 職員の応対等に対する要望を伝える。

事業者でできること

- ①① 市が実施するアンケート調査やパブリックコメントで意見・要望を述べる。
- ①② 職員の応対等に対する要望を伝える。

※1 パブリックコメント: 小分野 1-(4)-①参照

小分野 1-(4)-④

職員・行政組織 【重点分野】

資料

現状と課題

本市では行政需要の動向に配慮しながら、組織の見直しや再任用制度等の活用、民間活力の導入により、職員定数の適正化に努めてきました。また、地方分権時代に対応した人材育成に向け、階層別や専門、派遣研修などを計画的に実施しています。

行政組織についても、市民サービスの向上や組織の簡素化などの視点で、時代の変化に対応した見直しを続けてきました。

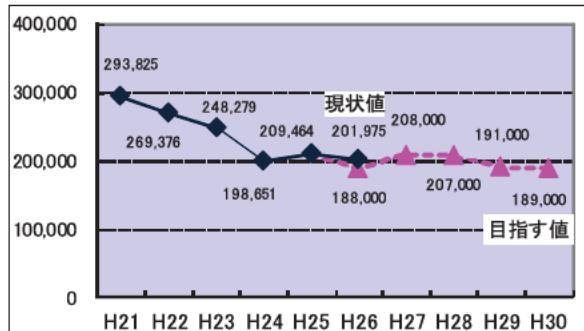
しかし、厳しさを増す財政状況のもと、市民ニーズの多様化への対応や協働によるまちづくりを推進していくためには、人件費を抑えながら適材適所の人員配置を行うとともに、職員の意識改革と、一層の能力向上を図る必要があります。また、定員の適正化を図っていく中で、市民ニーズに合った行政サービスを進めていくためには、今後も継続して事務事業の効率化を図っていくとともに、プロジェクトチームを含め、柔軟な組織体制としていく必要があります。

具体的な事業

- ① 1 昇格・昇給制度の見直し・定員適正化計画の推進（人事課）
- ① 2 人事評価制度の全職員への導入・新人材育成基本方針の人事評価制度への連動（人事課）
- ① 3 時間外勤務命令の運用指針の見直し（人事課）
- ② 1 職員採用の充実・技術職員の採用強化（人事課）
- ② 2 職員研修の充実（人事課）
- ③ 1 効率的な組織に関する情報収集（企画政策課）
- ③ 2 プロジェクトチームの設置促進（企画政策課）

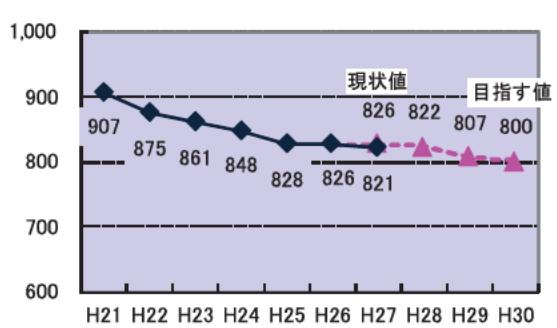
指標

① 時間外勤務手当の推移(千円)



【この指標について】職員1人ひとりのコスト意識が浸透することにより、総額的に時間外勤務手当を削減することを目指します。（人事課）

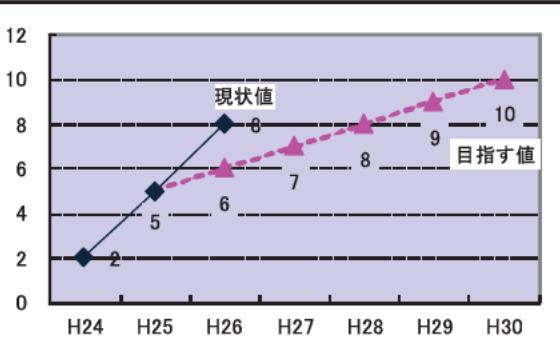
② 市の職員数(人)



【この指標について】4月1日現在の常勤の一般職の職員数(臨時・嘱託職員を除く)。

生駒市定員適正化計画の目標値である平成30年4月1日800人(人口1,000人当たりの職員数を6.5人程度)を目指し、効率的な人員配置を行うことで職員数の削減を目指します。（人事課）

③ プロジェクトチームによる事業実施件数[累計](件)



【この指標について】プロジェクトチームを設置して行った事業の件数の累計。

年度毎に1件を目標とします。（企画政策課）

小分野 2-(1)-①

母子保健

基本計画

4年後のまち

- ① パートナーや家族の妊娠・出産に対する理解が広がり、安心して妊娠・出産にのぞめる妊婦が増えている。
- ② 健診等の制度や地域の活動を利用することで、子どもがより一層健康で、すくすくと育っている。

行政の4年間の主な取組

- ①① 働く妊婦や母親に対し、利用できる制度の情報提供を行います。(健康課)
- ①② 妊娠・出産・子育てに関する知識、技術を習得する機会や情報の提供を行います。(健康課)
- ①③ 父親の母親に対する精神的支援や理解の必要性の啓発を行います。(健康課)
- ①④ 妊産婦・新生児訪問や妊婦健康診査を実施します。(健康課)
- ①⑤ 未熟児への支援のため、産科医療機関との連携を強化します。(健康課)
- ①⑥ 不育症治療費の助成制度の創設を検討するとともに、相談体制の検討を行います。(健康課)
- ②① 母子保健推進ボランティアの能力向上のための研修等を行います。(健康課)
- ②② 疾病の早期発見、早期治療、障がいの早期発見などをうため、乳幼児健康診査を実施します。また、健診の事後フォローを実施します。(健康課)
- ②③ 疾病予防のために、予防接種を実施します。(健康課)
- ②④ 健診未受診者の追跡システムを構築し、医療機関その他関係機関との連携の強化を図ります。(健康課)
- ②⑤ 発達や育児への不安の解消等、親への支援と子どもの健全な育成のため、子育て・発達相談及び家庭訪問を実施します。(健康課)
- ②⑥ 子育てに関する知識、技術を習得する機会や交流の場の提供を行います。(健康課)
- ②⑦ 障がい児や発達に遅れのある子どもの医療機関や児童福祉施設等との連携による早期療育や相談体制の充実を図ります。(障がい福祉課)

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①① 妊婦とそのパートナーは妊娠中の身体の変化や胎児の成長について学ぶ。
- ①② 周りの人（特に夫）は、妊娠・出産による心身の変化に配慮する。
- ①③ 妊婦は禁煙・禁酒を心がけるとともに、周囲の人は妊婦の受動喫煙防止に配慮する。
- ②① 保護者は自分自身と子への健康に関心を持つ。
- ②② 健康診査（妊婦・乳幼児）を受け健康状態を把握しておく。
- ②③ 予防接種を受け、疾病予防に努める。

市民2人以上でできること

- ②① 母子保健推進ボランティアとして、地域の母子保健推進に努める。

事業者でできること

- ①① 雇用者は、雇用している妊婦への配慮を行う。
- ②① 子どもの健診や予防接種を受けやすい就業環境の整備を進める。

小分野 2-(1)-①

母子保健

資料

現状と課題

安心して妊娠・出産でき、またこれから未来を担う子どもたちが健やかに育つていける環境をつくることは、市の重要な役割です。

本市では、母体や胎児の健康保持と増進のため、妊婦一般健康診査の公費負担の実施や、よい育児環境をつくるための基盤づくりを行うため、パパ・ママ教室、パパ講座等を実施しています。

また、乳幼児の健康保持のため、乳幼児健康診査・訪問指導・育児教室等の実施や、発育や育児に対する不安の解消を図るために、子育て相談を行うとともに、地域の中で親子の健やかな成長を支援する母子保健推進ボランティアの育成にも取り組んでいます。

一方、最近では、産後うつ、育児放棄、虐待等の問題が生じていることへの対策が必要となっています。

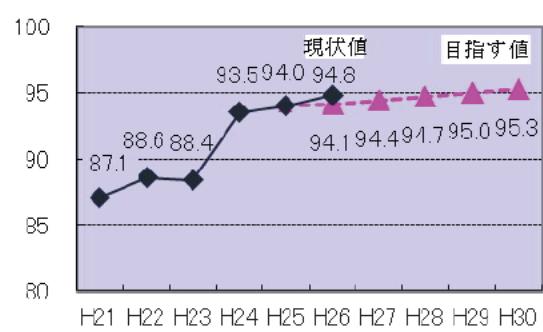
今後さらに子どもを安心して産み育てるこができる環境を目指して、母子保健についての意識啓発や健康診査、相談事業等の充実を図るとともに、未熟児への支援等、新たな取組を行っていくことが求められています。

具体的な事業

- ① 母子健康手帳交付（健康課）
- ② パパママ教室・パパ講座（健康課）
- ③ パパ講座、父子手帳交付（健康課）
- ④ 妊婦一般健康診査、妊産婦・新生児訪問指導事業（健康課）
- ⑤ 未熟児訪問指導事業（健康課）
- ⑥ 不育症治療費助成事業（健康課）
- ② 母子保健推進員研修会（健康課）
- ② 乳幼児健康診査事業（健康課）
 - 親子教室での集団支援、個別発達相談（健康課）
 - 幼稚園、保育園への施設支援事業（健康課）
- ② 各種予防接種事業（健康課）
- ② 乳幼児健康診査事業（健康課）
- ② 乳幼児訪問指導事業、各種育児相談（健康課）
- ② 各種育児教室（健康課）
- ② 障がい児相談支援事業（障がい福祉課）

指標

① 妊娠 11 週以前での妊娠届出率(%)



[この指標について] 妊娠届出総数に対する 11 週以前での妊娠届出数の割合。

できるだけ早期に妊娠届出を行うよう啓発を行い、妊娠初期から母体及び胎児の健康管理の機会をつくることを目指します。（健康課）

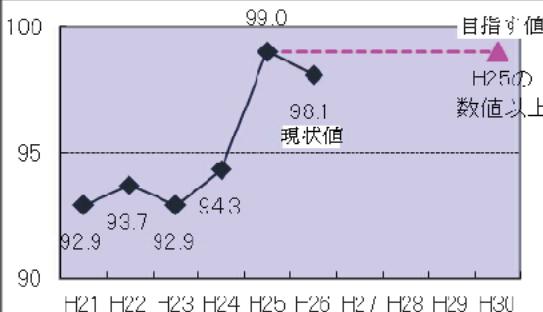
② ① 新生児・乳児訪問の実施率(%)



[この指標について] 新生児訪問やこんなにちは赤ちゃん事業など乳児期に行った、保健師・助産師訪問の実施率。

出産後の不安を抱えやすい時期に、専門職による訪問を行うことで、育児に関する知識の普及や不安の解消を図り、母親の心身の健康状態の安定を図ります。（健康課）

② ② 乳幼児健診受診率(%)



[この指標について] 乳幼児（3か月児、7か月児、12か月児、1歳6か月児、3歳6か月児）健診の平均受診率。

健診体制の見直しを行った（平成 24 年）ことにより、更なる受診率向上を目指します。（健康課）

小分野 2-(1)-②

保育サービス 【重点分野】

基本計画

4年後のまち

- ① 子どもの安全が確保され、子育てと仕事を両立させたい家庭やひとり親家庭が安心して就労できる環境が整えられている。
- ② 保育サービスが充実し、必要なときに必要なサービスが受けられている。

行政の4年間の主な取組

- ① ① 保育所と地域のふれあい事業へのボランティア参加の啓発や情報提供など、保育所と地域との積極的な交流を実施します。(こども課)
- ② ② 学童保育児童の安全確保や地域行事参加への協力を得るため、地域住民への学童保育制度の周知を図ります。(教育総務課)
- ③ ③ 保育所に入所している子どもの就学に向けて、幼稚園・学校との積極的な連携を図ります。(こども課)
- ④ ④ 保育士・学童保育指導員の資質の向上を図るために研修を実施します。(こども課・教育総務課)
- ⑤ ⑤ 適正な保育サービスが提供されるよう保育事業者に対して指導・支援を行います。(こども課)
- ⑥ ⑥ より円滑な学童保育運営を図るために、保護者・学校との連携を図ります。(教育総務課)
- ⑦ ⑦ 多様化する保育ニーズに対応するとともに、就学前教育の充実を図るために、幼保一体化の検討を進めます。(こども課)
- ⑧ ⑧ 保護者のニーズに合わせた延長保育、一時預かり保育、休日保育、病児・病後児保育を実施するとともに、さらなる保育サービスの充実に向けての検討を行います。(こども課)
- ⑨ ⑨ 学童保育の適正規模を維持するとともに、安全かつ衛生的で快適な保育環境の確保を図ります。(教育総務課)
- ⑩ ⑩ 増加する保育需要に対応するため、保育所整備を行います。(こども課)
- ⑪ ⑪ 駅前空き店舗等を利用した小規模保育事業を推進します。(こども課)

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ① ① 学童保育^{※1}の運営に対し、保護者会活動等により積極的に関わる。
- ② ② 保育所、学童保育の利用に際して応分の保育料を負担する。

市民2人以上でできること

- ③ ③ 保育所と地域のふれあい事業にボランティアとして参加する。
- ④ ④ 学童保育児童の登下校時の見守りによる安全確保への支援を行う。

事業者でできること

- ⑤ ⑤ 関係機関として、子育て支援への取組を図る。
- ⑥ ⑥ 子育てと仕事を両立しやすい環境を整備する。
- ⑦ ⑦ 保護者のニーズにあった保育を実施する。
- ⑧ ⑧ 保育士の資質・能力の向上を図る。

※1 学童保育：共働き家庭など保護者が昼間家庭にいない小学生(1年生～6年生)に対して、放課後の生活の場を提供する保育(施設)のこと。

小分野 2-(1)-②

保育サービス 【重点分野】

資料

現状と課題

共働き世帯やひとり親の家庭にとって保育サービスの充実は、仕事と子育てを両立させるため、非常に重要であり、保育時間の延長など保護者からのニーズも多様化しています。

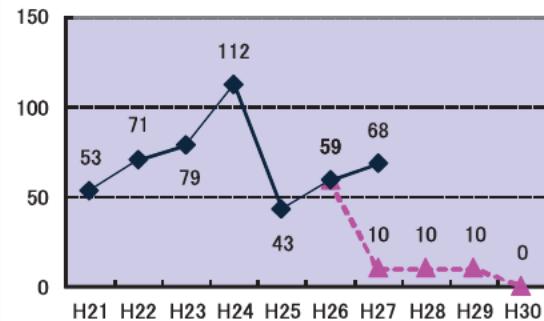
本市では、待機児童の解消対策として平成20年2月以降に8園の私立保育所が新たに開所し、884名の定数が増加しましたが、待機児童問題の解消はできていません。また、一時預かり、延長保育、休日保育や病児・病後児保育の実施など多様なニーズに対応した保育サービスの充実が求められています。

学童保育についても快適な保育環境を確保するため、学童保育施設の整備や指導員の資質の向上を図っていく必要があります。

今後も、仕事と子育てが両立できる環境を整備していくため、保護者のニーズを把握していくとともに、地域や幼稚園・学校との連携を強化し、効率的で効果的な保育サービスを行っていくことが必要です。

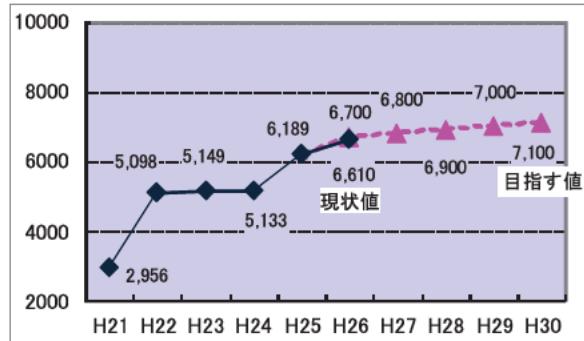
指標

① 保育所待機児童数(人)



【この指標について】保育所入所申込者のうち、保育所に入所できなかった児童数(4月1日現在)。子育て家庭を取り巻く環境や就労の動向を考慮しながら、待機児童の減少を目指します。(こども課)

② 一時預かり保育の延べ利用児童数(人)



【この指標について】家庭において一時的に保育になった乳幼児について、保育所等で一時的に預かり、必要な保護を行うことにより、在宅で保育を行っている家庭等を支援します。(こども課)

具体的な事業

- ① 1 はとっぽ公園清掃事業(こども課)
公立保育所の園庭開放(こども課)
- ① 2 民生児童委員との連携事業(教育総務課)
- ① 3 就学前教育相談事業(こども課)
- ① 4 放課後児童クラブ職員研修事業(教育総務課)
保育士職員研修の充実(こども課)
- ② 1 私立保育所運営費等補助事業(こども課)
- ② 2 学童保育運営事業(教育総務課)
- ② 3 (仮称)南こども園整備事業(こども課)
(仮称)高山認定こども園整備事業の促進(こども課)
- ② 4 特別保育実施事業(こども課)
- ② 5 学童保育施設整備事業(教育総務課)
- ② 6 保育所緊急整備事業(こども課)
北部地区の保育所整備事業(こども課)
- ② 7 駅前空き店舗等を利用した小規模保育事業の推進(こども課)

小分野 2-(1)-③

子育て支援 【重点分野】

基本計画

4年後のまち

- ① 地域や社会が保護者に寄り添い、親の成長を支援することにより、子どものより良い育ちを実現している。
- ② 家庭、学校、地域、関係機関が連携し、子どもと子育ての環境を守ることにより、子育て家庭が安全に安心して暮らしている。

行政の4年間の主な取組

- ① 活動場所を含めて子育てサークルへの支援を充実するとともに、子育て負担の軽減を図ります。(子育て支援総合センター)
- ② ファミリー・サポート事業^{※3}における援助会員など、地域における子育て支援に関わる人材の確保に努めます。(子育て支援総合センター)
- ③ 子育てに関する相談や情報提供を行います。(子育て支援総合センター・健康課)
- ④ ボランティア養成講座や子育て支援に関する研修会など、誰もが子育てに興味を持ち、参加できるような機会を拡大します。(子育て支援総合センター・健康課)
- ⑤ 子育て支援センターを整備し、ひろば事業、地域子育て支援拠点事業及びファミリー・サポート事業等を一体的に提供することで、子育て支援体制の充実を図ります。(子育て支援総合センター)
- ⑥ ICTを利用した子育て支援情報の発信や子育て支援総合センター実施事業の周知を図ります。(子育て支援総合センター・図書館)
- ⑦ ワークライフバランスの実現を図るために、保育サービスの充実等、多様な働き方への支援を行います。(こども課・男女共同参画プラザ・経済振興課)
- ⑧ 子育てや家庭で心配なことなどの相談事業を実施するとともに、子育てに悩む人のメンタルケアができる人材の確保に努めます。(こどもサポートセンター)
- ⑨ 育児教室など各種教室を行い、相談・交流の場を充実します。(子育て支援総合センター・健康課)
- ⑩ 事業・施設の内容、利用の仕方、実施主体などが明記されたパンフレットを作成し、啓発に努めます。(子育て支援総合センター・こども課)
- ⑪ 要保護児童対策地域協議会の強化を図り、医療機関・保健機関・教育機関等、地域の関係機関との連携を深めて、児童虐待の防止の啓発・発生予防・早期発見に努めます。(こどもサポートセンター)
- ⑫ 児童虐待等防止啓発事業を促進します。(こどもサポートセンター)
- ⑬ ひとり親家庭の生活の安定を図るために、経済的な支援を行うとともに、自立支援を促進します。(こども課)
- ⑭ 子育て世代のニーズ調査を行い、ニーズに即したサービスの提供を図ります。(こども課)

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ① 近隣同士がお互いに関心を持ち合う。
- ② 市の子育て支援や様々な行事に関心を持ち、積極的に活用、参加する。
- ③ 父親も育児に参加する。

市民2人以上でできること

- ① ボランティア養成講座等修了者が、市の開催する行事に積極的に関与する。
- ② 地域の中で、気軽に相談できる人材を育成する。
- ③ 子育て家庭の孤立を防ぐため、民生・児童委員等による地域子育て支援ネットワークの充実を図る。
- ④ 放課後、子どもが地域の学校で遊んだり活動したりするためのサポートを行う。

事業者でできること

- ① 従業員のワークライフバランス^{※1}を考え、育児休暇等の取得の促進等、子育てしやすい環境づくりに努める。
- ② 出産や育児のために退職した女性を積極的に再雇用する。
- ③ 様々な分野・地域で子育てを応援する「なら子育て応援団^{※2}」へ、積極的に参加する。

※1 ワークライフバランス:小分野 1-(3)-②参照

※2 なら子育て応援団:奈良県が実施する子育て支援の取組の一つで、子育てを応援する企業・店舗・NPO を募集し、「なら子育て応援団」に登録し、子育て家庭に様々なサービスを提供するとともに、その活動を広報・支援することにより、地域における子育て支援の輪を広げる県民運動を展開。

※3 ファミリー・サポート事業:育児を応援してほしい人と、育児の応援をしたい人がお互いに助け合いながら、保育施設への送迎や保護者の一時的・短時間の外出時に子どもを預かるなどの援助活動事業のこと。

小分野 2-(1)-③

子育て支援 【重点分野】

資料

現状と課題

核家族が増え、地域とのつながりの希薄化や、子育てする人の周りの理解・協力が不十分なことから、孤独な子育てによる悩みやストレス、不安が生じ、子どもの人権侵害である虐待も増加しています。

一方、子育てと仕事を両立していく家庭やひとり親家庭が増え、社会的にワークライフバランスが重要視されています。

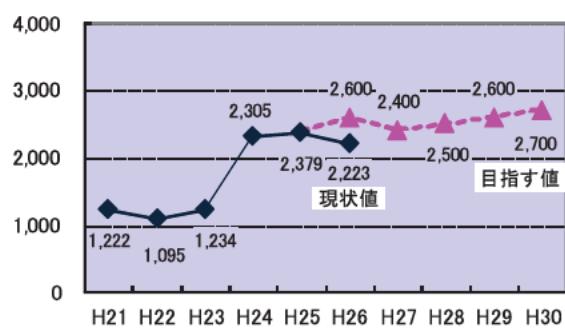
本市では、子育て支援の拠点として、子育て支援総合センター等を設置し、子育て相談、ファミリー・サポート事業等を行っています。市立幼稚園では預かり保育も実施していますが、こうした教育面での子育て支援のニーズも高まってきています。

今後は、さらに子育て支援拠点やサービスを充実させ、必要な時に必要なサービスを利用できるようにしていくことが課題となっています。また、広く子育てボランティアを募るなど、市民参加による取組を充実させ、地域全体で子育てしている家庭を支え合い、子どもの安全や人権を守る体制が必要です。

また、子どもが被害者となる犯罪・事故が増加しており、関係機関・団体・地域などの連携が必要です。

指標

① ファミリー・サポート事業の利用件数(件)



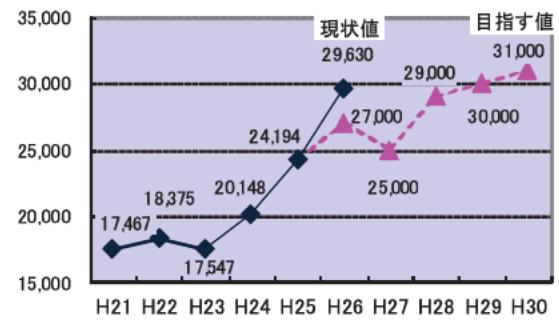
[この指標について] ファミリー・サポート事業の年間の延べ利用件数。

事業の利用促進や援助会員(援助できる人)を増やすよう取り組み、過去の推移や将来の子どもの人数などを踏まえて、平成30年度に2,700件を目標とします。(子育て支援総合センター)

具体的な事業

- ① 1 子育てサークル活動支援事業（子育て支援総合センター）
- ① 2 ファミリーサポート事業（子育て支援総合センター）
- ① 3 各種育児相談事業（健康課）
- ① 4 ボランティア養成講座事業（子育て支援総合センター）
- 母子保健推進員研修会事業（健康課）
- ① 5 子育て支援総合センターの整備（子育て支援総合センター）
- ① 6 ホームページやモバイル版での子育て支援総合センター実施事業の周知と利用利便性の向上（子育て支援総合センター）
- 推薦児童図書の一部オープンデータ化事業（図書館）
- ② 1 各種保育事業（こども課）
- ワークライフバランスの普及啓発（男女共同参画プラザ・経済振興課）
- テレワーク^{※4}の検討（経済振興課）
- ② 2 家庭児童相談室事業（こどもサポートセンター）
- ② 3 各種育児教室事業（健康課）
- パパのための子育てイベントの開催（子育て支援総合センター）
- ② 4 子育て応援パンフレット作成事業（子育て支援総合センター）
- 赤ちゃんの駅普及啓発事業（子育て支援総合センター）
- ② 5 要保護児童対策地域協議会事業（こどもサポートセンター）
- ② 6 CAP^{※5}こどもワークショップ・おとなワークショップ（こどもサポートセンター）
- ② 7 自立支援事業（こども課）
- ② 8 子ども・子育て支援事業計画策定事業（こども課）

② 地域子育て支援拠点の利用者数(人)



[この指標について] 子育て中の親子が好きな時に集まり、遊んだり、悩みを語ったりできる場所である「地域子育て支援拠点」の年間の延べ利用者数。

過去の推移や将来の子どもの人数などを踏まえて、利用者の増加を図り、子育て家庭の孤立化を防ぎます。(子育て支援総合センター)

※4 テレワーク:「tele = 離れた所」と「work = 働く」をあわせた造語で、ICT(情報通信技術)を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。テレワークは働く場所によって、自宅利用型テレワーク(在宅勤務)、モバイルワーク、施設利用型テレワーク(サテライトオフィス勤務など)の3つに分けられる。

※5 CAP: Child Assault Prevention(子どもへの暴力防止)の頭文字をとったもの。子どもがいじめ・虐待・体罰・誘拐・痴漢・性暴力など様々な暴力から自分の心とからだを守る暴力防止のための予防教育プログラム。

小分野 2-(2)-①

幼稚園教育

基本計画

4年後のまち

- ① 幼稚園、保育園、学校、家庭及び地域の連携のもと、幼児一人ひとりの発達の特性を活かした就学前教育^{*1}が進んでいる。
- ② 幼児たちがのびのびと学び育つ安全・安心な環境が整えられている。

行政の4年間の主な取組

- ①1 就学前教育の充実を図るために、幼稚園と保育園、学校との連携を図り、国の動向や地域の状況等を踏まえ、こども園の開設に向けた取組を行います。(こども課)
- ①2 私立幼稚園、保育園との連携を深め、最新の知見を踏まえた教員研修等を合同で実施します。(こども課)
- ①3 幼稚園・小学校・中学校・保育園の意見交換を積極的に行います。(こども課・教育指導課)
- ①4 家庭教育学級を充実し、保護者へ子育てに関する情報提供を行います。(生涯学習課)
- ①5 アンケート調査など保護者や市民の意見を把握し、ニーズに合った就学前教育を実施します。(こども課)
- ①6 学校評議員会^{*3}等を充実するとともに、学校関係者評価を実施し、自己評価の結果を公表します。(こども課)
- ①7 スクールボランティアが活動できる範囲を拡大します。(こども課)
- ②1 幼児の安全を確保するため、園舎の耐震化を進めるとともに、施設の安全点検を強化し、改善が必要な場合は早急に改修します。(こども課)
- ②2 就学前教育の取組を分かりやすく公表します。(こども課)
- ②3 市立幼稚園の預かり保育について、実施園の拡大や運営方法、運営時間等を改善し、市民ニーズに一層応える効果的な運営を進めます。(こども課)

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 幼稚園教育に対して関心をもつ。
- ①2 保護者は、自らの役割を自覚し、よりよい家庭教育を進める。
- ①3 幼稚園教育に対して、アンケート調査などで保護者が意見を述べるとともに、園運営に協力する。

市民2人以上でできること

- ①1 スクールボランティア^{*2}活動等に参加する。

事業者でできること

- ①1 体験学習など学習の機会・場の提供を行う。
- ①2 専門的な知識の情報提供を行う。
- ①3 幼稚園教育に対して、事業者が関心をもつ。

*1 就学前教育:小学校に入る(就学)前の子どもを対象にした教育。幼稚園や保育園での教育などがこれにあたる。

*2 スクールボランティア:地域の方々が培ってこられた経験や技術、知恵や工夫を活かして、子どもたちがよりよい学習環境の中で安心して校園生活が送れるようにする取組。活動内容は「登校時の安全指導」、「校庭の花壇整備」、「読み聞かせ」など様々。

*3 学校評議員会:校長が学校運営にあたり、保護者や地域住民の意見を聞くことを通じて、特色ある教育活動を主体的かつ積極的に展開していくことを目的とした、地域住民の学校運営への参画の仕組み。

小分野 2-(2)-①

幼稚園教育

資料

現状と課題

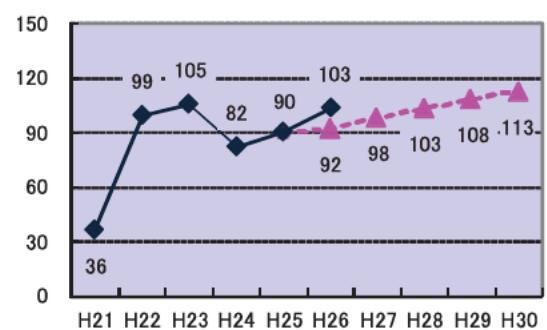
本市には、現在9市立幼稚園と4私立幼稚園があります。核家族化や共働き世帯の増加など子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しており、多様化する保護者のニーズに対応するとともに、幼児一人ひとりの発達の特性を活かした教育が重要です。

本市では、市立幼稚園で3歳児保育希望者の全員受け入れや預かり保育、幼小中連携事業などを行っています。また、こども園開設に向けて取組を進めています。

今後は、学校評議員会等を活用した学校評価の充実や、幼稚園・保育園・学校・地域が連携できる開かれた園づくりが必要です。スクールボランティアが積極的な支援活動を行えるよう、各幼稚園でその仕組みを発展させる工夫が必要となっています。

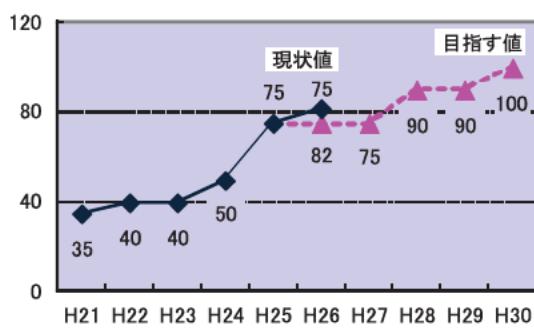
指標

① 幼稚園と小・中学校との連携事業数(件)



[この指標について] 幼稚園(全9園)と小・中学校が相互に訪問し、体験入学や遊びなどを通じて交流する事業の件数。小学校への移行が円滑に行われ、安心して学校生活が送れるよう、平成29年度には1園当たり12事業以上の連携を目指します。(教育指導課・こども課)

② 市立幼稚園の耐震化率(%)



[この指標について] 2階建て又は200m²以上の建物の棟数に対して耐震基準を満たしている棟数の割合。園児の安全を確保するため、計画的に耐震化を進めます。(こども課)

具体的な事業

- ① 1 (仮称)南こども園開設事業(こども課)
(仮称)高山認定こども園(こども課)
- ① 2 生駒市幼稚園教育研究会(こども課)
- ① 3 保幼小中交流学習会(こども課・教育指導課)
- ① 4 家庭教育学級事業(生涯学習課)
- ① 5 学校評価推進事業(こども課)
- ① 6 学校評議員会(こども課)
- ① 7 スクールボランティア活動の拡充(こども課)
- ② 1 園舎の施設整備事業(こども課)
生駒台幼稚園改築事業(こども課)
- ② 2 子育て支援事業(こども課)
- ② 3 市立幼稚園における預かり保育(こども課)

小分野 2-(2)-②

学校教育 【重点分野】

基本計画

4年後のまち

- ① 児童生徒が安心して楽しく学ぶことができる環境が整えられている。
- ② 子どもの個性や自己有用感^{*1}、自他の生命を尊重する意識をはぐくみ、心の教育が充実している。
- ③ 市民・地域・事業者・行政が連携して、開かれた学校づくりが進んでいる。

行政の4年間の主な取組

- ① 社会で活躍できる人材の育成を目指して教育活動を一層発展させていきます。(教育指導課)
- ② 児童生徒一人ひとりの確かな学力の育成のため、個に応じた指導が行えるよう、市独自の少人数学級編制の対象学年の拡大の検討、学びのサポーターの拡充など、多様な教育活動を展開します。(教育指導課)
- ③ 「体力向上推進プラン」に基づき、授業や行事を工夫し児童生徒の体力向上を進めます。(教育指導課)
- ④ 安全・安心な教育環境を整備するため、学校施設の安全点検を強化し、改善が必要な場合は早急に改修します。(教育総務課)
- ⑤ 保護者への子育てに関する情報を提供し、相談体制を充実します。(教育指導課)
- ⑥ スクールアドバイザーズを活用し、いじめや暴力行為等の課題の改善に取り組みます。(教育指導課)
- ⑦ 食育を推進します。(教育指導課・学校給食センター)
- ⑧ 学校給食を通じて、正しい栄養や食事のとり方などについて知識啓発を行います。(学校給食センター)
- ⑨ 地域や保護者と連携し、生駒北小中学校において小中一貫教育を推進します。(教育総務課・教育指導課)
- ⑩ 市内小中学校クラブ活動及び部活動などの練習環境・発表の場などの支援を行います。(教育指導課・関係課)
- ⑪ 全小中学校の省エネルギー化を目指した取組を行います。(教育総務課・教育指導課)
- ⑫ 学校設備を使いやさしく、きれいで、明るく、快適なものにします。(教育総務課)
- ⑬ 建物の長寿命化を考慮した老朽化対策を行います。(教育総務課)
- ⑭ 学校給食センターの更新に向けて、運営方法、施設設備及びアレルギー対応などについて検討を進めます。(学校給食センター)
- ① 教職員の資質や能力の向上を図り、子どもたちの個性や自己有用感、自他の生命を尊重する意識を伸ばす特色ある教育を行います。(教育指導課)
- ② 朝の読書活動や学校図書館の整備・充実を図り、児童生徒の感性を高め、豊かな人間性を涵養します。(教育指導課)
- ③ 伝え合う力の育成の一環として、小学校3年生から外国語活動に取り組みます。(教育指導課)
- ④ 適応指導教室の運営により、不登校児童・生徒の学校生活への復帰を支援するためのカウンセリング、教科指導、集団生活への適応指導等を計画的に実施します。(教育指導課)
- ⑤ 学校が各界で活躍する方(経営者、政治家、スポーツ、文化人ほか)を招き、子どもたちに夢を与える講演会等を実施します。(教育指導課)
- ① 地域ぐるみの児童生徒健全育成事業^{*4}を通じて小・中学校を支援する取組を行います。(教育指導課)
- ② スクールボランティアなど地域の教育力を活用した取組を充実します。(教育総務課・教育指導課)
- ③ ホームページ等を通して学校運営や児童生徒の様子を公表します。(教育指導課)
- ④ 学校評価を進めていくために、学校評価シートを効果的に活用します。(教育指導課)
- ⑤ 多様な意見の反映や、時代の変化に応じた教育施策の展開など、市全体の教育力向上を図るために、教育委員を市民から公募します。(教育総務課)

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ① 保護者は自らの役割と責任を自覚し、児童生徒へよりよい家庭教育を進める。
- ② 保護者は、授業参観や懇談会その他学校行事や外部人材活用に積極的に参加する。
- ③ 児童生徒の登下校の時間に合わせた道路掃除、散歩、買い物等による子どもたちの見守り活動を行う。
- ④ アンケート等で意見を述べ、学校運営に参画する。
- ⑤ 保護者は家庭で食育^{*2}を実践するとともに、学校給食に関しても関心をもつ。

市民2人以上でできること

- ① 地域で子どもの成長に关心をもち、必要に応じて学校を支援する。
- ② スクールボランティア^{*3}活動等に参加する。
- ③ 子どもたちの安全や非行に対して、社会全体で見守り活動を行う。

事業者でできること

- ① 地元産などの安全な食材を用いておいしい学校給食を提供する。
- ② 児童生徒のキャリア教育の機会と場を提供する。
- ③ 地域ぐるみの健全育成に協力し、登下校中の児童生徒の見守りを行う。

*1 自己有用感:自分は役に立っている、自分は必要な人間であるなど、自分の存在を価値あるものと受け止められる感覚のこと。

*2 食育:食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につける教育のこと。

*3 スクールボランティア:小分野2-(2)-①参照

*4 地域ぐるみの児童生徒健全育成事業:児童生徒の健全な成長を図るために、学校・家庭・地域の関係機関が一丸となって安全指導や安全活動などを実行する取組。

小分野 2-(2)-②

学校教育 【重点分野】

資料

現状と課題

本市の子どもたちは高い学力を持つ反面、規範意識や社会参画といった点で課題が見られます。

本市では、これまで外国語指導助手や学校図書館司書の独自配置、中学校までの給食などを行ってきており、児童生徒の安全を守るために、学校建物の改修も進めています。また、教育内容としては、子どもたちの感性を高め、豊かな人間性を涵養するため、朝の読書活動や学校図書館を充実するとともに、外国語活動や情報機器を活用して伝え合う力を育成しています。さらに、不登校やいじめといった問題を解決していくため、スクールアドバイザーズ等による相談体制や命の大切さなどを学ぶ心の教育の充実を図っています。

今後、児童生徒が安心して楽しく自らの個性を伸ばし、自己有用感や自他の生命を尊重する意識を高められるようになるためには、保護者・地域・事業者・行政などの連携が必要であり、スクールボランティア等を活用しながら活動状況を各校のホームページで紹介するなどし、開かれた学校を目指した取組を行っていくことが必要です。

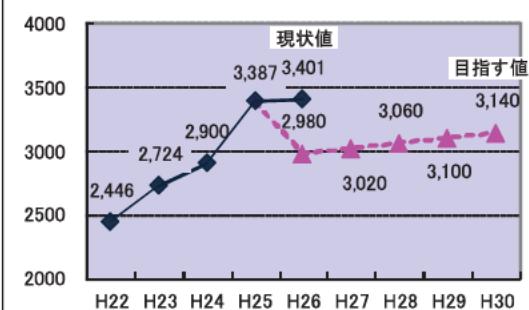
また、安全でおいしい学校給食を提供するため、学校給食センターの計画的な施設整備計画を進めることが必要です。

具体的な事業

- ① 社会で活躍できる人材育成のための施策について総合教育会議での協議（教育指導課）
- ② 学びのサポーター派遣事業（教育指導課）
- ③ 体力向上推進プランの推進（教育指導課）
- ④ 学校施設整備事業（教育総務課）
- ⑤ 教育相談室業務の周知（教育指導課）
- ⑥ スクールアドバイザーズ事業（教育指導課）
- ⑦ 給食指導、食育学習の充実（教育指導課・学校給食センター）
- ⑧ 食に関する啓発の推進（学校給食センター）
- ⑨ 生駒北小中一貫校（仮称）推進事業（高山スーパースクールゾーン構想）（教育総務課・教育指導課）
9年間を見通した教育課程の作成（教育指導課）
奈良先端科学技術大学院大学との連携事業（教育指導課）
- ⑩ 小中学校クラブ活動及び部活動の練習環境・活動の場の支援事業（教育指導課・関係課）
- ⑪ 鹿ノ台中学校スーパーエコスクール実証事業（教育総務課）
エコボーナスの実施（教育指導課）
- ⑫ 学校トイレ改修事業（教育総務課）
全教室へのエアコンの導入検討（教育総務課）
- ⑬ 桜ヶ丘小学校施設老朽化対策先導事業（教育総務課）
- ⑭ 学校給食センター更新の検討（学校給食センター）
給食センターの新設に関する懇話会開催（学校給食センター）
- ⑮ 教職員研修（教育指導課）
- ⑯ 学校図書館司書派遣事業（教育指導課）
- ⑰ 外国語指導助手派遣事業（教育指導課）
- ⑱ 適応指導教室指導員（教育指導課）
- ⑲ 夢を与える講演会・学校創造推進事業等（教育指導課）
- ⑳ 地域ぐるみの児童生徒健全育成事業（教育指導課）
- ㉑ スクールボランティア活動の拡充（教育総務課）
- ㉒ ホームページの運営（教育指導課）
- ㉓ 学校評価の充実（教育指導課）
- ㉔ 教育委員の市民公募（教育総務課）

指標

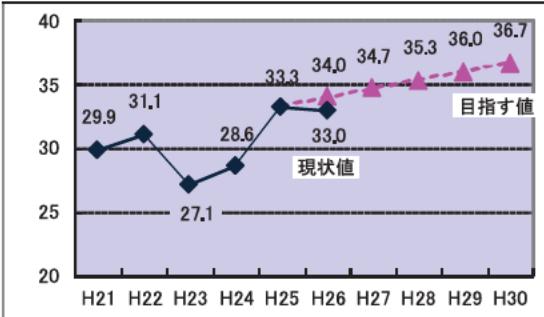
① 教育相談室等の相談件数(件)



【この指標について】 教育相談室、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー^{※5}への学校や保護者からの相談件数。

年間各学校あたり 2 件程度の向上を目指します。（教育指導課）

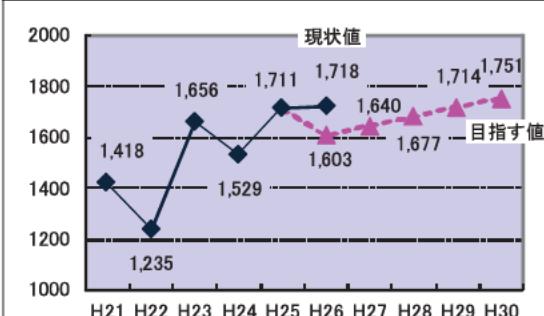
② 1日30分以上読書をしている児童生徒の割合(%)



【この指標について】 1日当たり 30 分以上読書をしている小・中学生の割合。

小中学校に配置している学校図書館司書を活用して読み聞かせやブックトークを行い、読書の楽しさを伝え読書活動を推進します。（教育指導課）

③ 学校創造推進事業の実施回数(回)



【この指標について】 学校が、その道の達人と呼ばれる地域の方や保護者の支援を受けて特色ある教育活動を実施した合計回数。

栽培活動や茶道の指導、動物の飼育などを通じた命の教育を行います。（教育指導課）

※5 スクールソーシャルワーカー: 問題を抱えた児童生徒が置かれた環境へ働きかけ、関係機関と連携して課題解決を図る仕組みのこと。

小分野 2-(2)-③

特別支援教育

基本計画

4年後のまち

- ① 教育支援体制の充実により一人ひとりの発達段階に応じた教育が行われている。
- ② 読み書きやコミュニケーション等で困っている幼児・児童・保護者に通級指導^{※1}等を実施し、通級者の社会適応能力が高まっている。
- ③ 特別な支援を要する幼児・児童・生徒の保護者に対して、専門的な相談員等による教育相談が行われている。

行政の4年間の主な取組

- ① 特別支援教育コーディネーター^{※2}の養成、資質向上に向け、市独自の研修に努めます。(教育指導課)
- ② 特別支援教育支援員の募集を市の広報紙及びホームページを通じて行い、市民から採用します。(教育指導課)
- ③ 特別支援教育支援員を適切に配置し、特別な支援をする児童・生徒へのきめ細やかな配慮をします。(教育指導課)
- ④ 障がい者教育の専門家と提携し、特別支援教育に関する教員の資質・能力の向上・啓発を図ります。(教育指導課)
- ⑤ タブレットなど、ICT^{※3}技術を活用した療育・学習支援や機能回復・改善のさらなる強化をします。(教育指導課)
- ② 1 幼児・児童・生徒が主体的に取り組めるような指導・支援内容を工夫・検討するとともに、情報提供を行います。(教育指導課)
- ② 2 スクールボランティア^{※4}を募集し、特別に支援が必要な児童生徒の学習補助を行います。(教育総務課)
- ③ 1 教育相談に応じるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー^{※5}、教育支援施設の教育相談員を適切に配置し、活用します。(教育指導課)
- ③ 2 特別支援教育相談事業についての専門相談員の充実を図ります。(教育指導課)

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ① 特別支援教育を理解し、その教育に協力する。
- ② 特別支援教育支援員募集に対して積極的に応募する。
- ② 1 作品展やバザーに参加し、特別支援教育に理解を示す。

市民2人以上でできること

- ① 特別支援教育を理解し、その教育に協力する。
- ② 障がい児・者の支援にボランティア等で積極的に関わる。
- ② 1 障がいのある児童生徒が参加しやすい地域行事等を計画・実施する。

事業者でできること

- ① 特別支援教育を理解し、協力する。
- ② 障がい者の就労を推進する。

※1 通級指導:小中学校の通常の学級に在籍している軽度の障がいがある児童生徒に対し、各教科等の指導は通常の学級で行いつつ、個々の障がいに応じた特別指導(自立活動・各教科の補充指導)を通級指導教室で行う教育形態。

※2 特別支援教育コーディネーター:LD・ADHD・高機能自閉症等を含め、障がいのある児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応するため、校内や福祉、医療等の関係機関との間の連絡調整の役割を担う者。

※3 ICT:小分野1-(1)-②参照

※4 スクールボランティア:小分野2-(2)-①参照

※5 スクールソーシャルワーカー:問題を抱えた児童生徒が置かれた環境へ働きかけ、関係機関と連携して課題解決を図る仕組みのこと。

小分野 2-(2)-③

特別支援教育

資料

現状と課題

特別支援教育とは、障がいのある幼児・児童・生徒の自立や、社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもので、平成19年4月に学校教育法に位置づけられました。

本市でもこれに伴い、介助や指導補助、学習補助等を行う特別支援教育支援員を平成19年度から小学校に、平成20年度には中学校に拡大して配置し、また教育支援施設に専門相談員を派遣するなど、特別支援教育の充実を図っています。

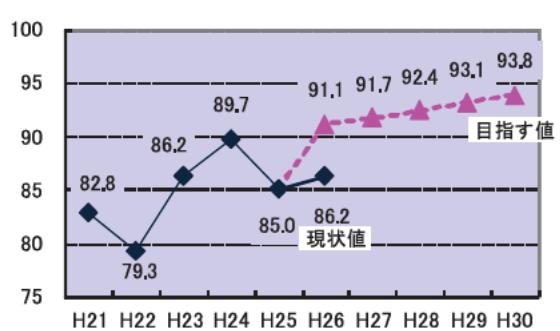
学習障害（LD）や注意欠陥多動性障害（ADHD）などの様々な発達障害を持った子どもたちが増加していることから、今後もこのような子どもたち・保護者へのサポートが必要であり、特別支援教育の充実を図るために、就学指導委員会の円滑な運営や特別支援教育コーディネーターの養成・配置、専門的な相談員・スクールカウンセラー等の適正な配置を行っていく必要があります。

具体的な事業

- ① 特別支援教育コーディネーター研修（教育指導課）
- ② 特別支援教育支援員募集（教育指導課）
- ③ 特別支援教育支援員配置（教育指導課）
学びのサポーター配置（教育指導課）
- ④ 特別支援教育講演会（教育指導課）
特別支援教育相談（教育指導課）
特別支援教育研修（教育指導課）
- ⑤ 特別支援学級、ことばの教室、院内学級在籍児童生徒への学習支援用タブレット配備事業（教育指導課）
- ② ことばの教室・通級指導教室エル（教育指導課）
- ② スクールボランティア募集（教育総務課）
- ③ 1 スクールカウンセラー配置（教育指導課）
- ③ 2 特別支援教育相談（教育指導課）

指標

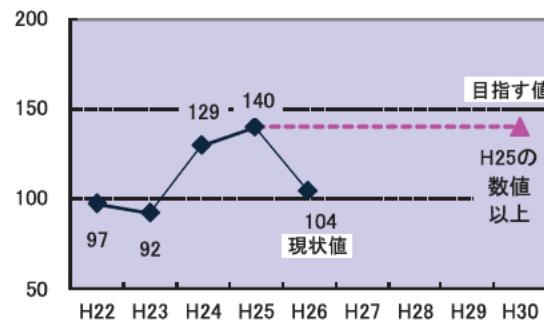
① 特別支援教育支援員等の各校園への配置率（%）



【この指標について】 幼稚園9園、小学校12校、中学校8校に対する特別支援教育支援員の配置校の割合。

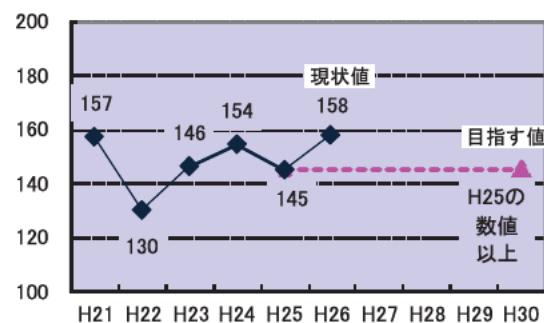
学校・園の要望を受けて、平成30年度には全ての幼稚園、小学校と中学校6校に配置を目指します。（教育指導課）

② ことばの教室・通級指導教室エルへの通級者数（人）



【この指標について】 読み書きやコミュニケーションなどで困っている子どもたちを支援するための教室への通級者数。通級者が社会への適応能力を高めることを目指します。（教育指導課）

③ 特別支援教育相談員等による相談件数（件）



【この指標について】 教育支援施設等における特別支援教育相談及び就学前教育相談の件数。専門相談員による指導で、特別支援教育の充実を図ります。（教育指導課）

小分野 2-(3)-①

生涯学習

基本計画

4年後のまち

- ① だれでも自由に学習できる環境が整備され、生きがいや楽しみを感じている市民が増えている。
- ② 生涯学習の成果が地域社会に還元される機会が増えている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ① 生涯学習の必要性と目的を理解し、積極的に生涯学習活動を行う。
- ② 1 生涯学習を通したまちづくりに、ボランティアやコーディネーターとして積極的に参加する。
- ③ 2 人材バンクへの登録、活用や学習した知識や経験、技能等を社会還元する。

市民2人以上でできること

- ① 学習成果を地域社会に還元する。
- ② 生涯学習ボランティアやコーディネーターとして、地域の生涯学習推進に寄与する。

事業者でできること

- ① 施設の開放など、生涯学習活動を支援する。
- ② 行政、生涯学習関連団体、NPO等と協働し、市民に対し公開講座などで専門的な知識、技術を提供する。

[指定管理者^{※1}]

- ② 1 市民の成果発表会等の活動を支援する。

行政の4年間の主な取組

- ① 1 学習機会を紹介・案内するため情報提供を行うとともに、気軽に学習活動が楽しめる工夫やノウハウ等の情報を提供します。(生涯学習課)
- ① 2 いこま寿大学^{※2}を充実するとともに、OB会の活動を支援します。(生涯学習課)
- ① 3 市民ニーズの把握に努め、指定管理者のモニタリング^{※3}等から得られる市民ニーズを把握し、利用者にとって利便性の高い生涯学習施設の管理を行います。(生涯学習課)
- ① 4 現在図書館を活用していない方々も利用しやすい多様な図書館サービスの拡充を図ります。(図書館)
- ① 5 子どもの健やかな成長の糧となるように子どもの読書活動を推進します。(図書館)
- ① 6 図書館が本を通じて語り合う場となるとともに、自ら本を選ぶ力や語る力を育み、中学生の読書活動推進やプレゼンテーション能力の向上を図るために、ビブリオバトル^{※4}全国大会、ビブリオバトル市内中学生大会を実施します。(図書館)
- ② 1 市民の学習成果を還元する学習会の開催を継続して支援します。(生涯学習課)
- ② 2 生涯学習まちづくり人材バンクを充実し、活用を推進します。(生涯学習課)
- ② 3 学校やボランティア団体等との連携を一層推進します。(生涯学習課)
- ② 4 退職を迎えた世代の社会参加を促進するため、地域デビュー^{※5}ガイダンス事業の充実を図ります。(生涯学習課)
- ② 5 市民との連携や協働のもと図書館サービスを進めています。(図書館)

※1 指定管理者: 小分野 1-(4)-②参照

※2 いこま寿大学: 一般教養学習、クラブ学習を通して教養を高め、生きがいを探求して、地域の生涯学習推進者を養成するために開設する、62歳以上の人を対象とした4年制の学校。

※3 モニタリング: 小分野 1-(4)-②参照

※4 ビブリオバトル: 発表者が読んで面白いと思った本を順番に一人5分程度で紹介し、それぞれの発表の後、参加者全員で質疑応答を2~3分行い、全ての発表が終了した後に「どの本が一番読みたくなかったか?」を投票で決める催し。知的書評合戦とも呼ばれる本の紹介コミュニケーションゲーム。国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」でも推奨されている。

※5 地域デビュー: 今まで地元地域との関わりが少なかった世代が退職を迎え、地域に戻り、今後の人生をボランティアや生涯学習活動を主軸に転換され、郷土愛を深めて地域社会の継ぐべきや、まちづくりへの貢献をはじめること。

小分野 2-(3)-①

生涯学習

資料

現状と課題

本市では、生涯学習施設の整備が進み、学習条件も充実して、学習活動が活発に行われています。

一方で、生涯学習関連団体の高齢化などに伴い、団体内での世代交代の時期にきており、今後は、市民ニーズに呼応した情報提供を活発化し、今まで以上に市民の主体的な参加を促進していく必要があります。

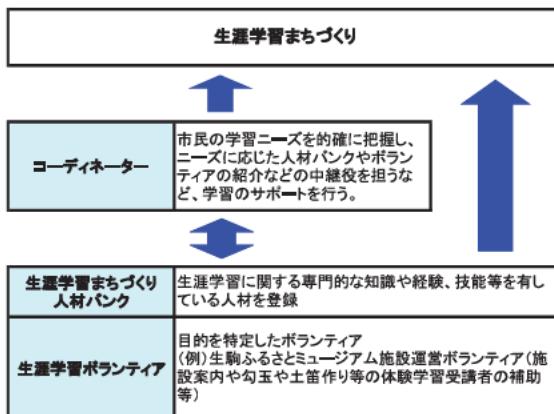
また、市民一人ひとりが個々のニーズに応じた学習テーマ選び、より高度な知識を必要なときに学べるよう、講師となる人材バンクの充実を図る必要があります。

そのためには、生涯学習関連団体の積極的な人材バンクの登録、活用を促進するなど、学ぶ側と教える側の両方が相互に関連しながら、団体間の連携を強化し、生涯学習の環境づくりを一層拡充していく必要があります。

具体的な事業

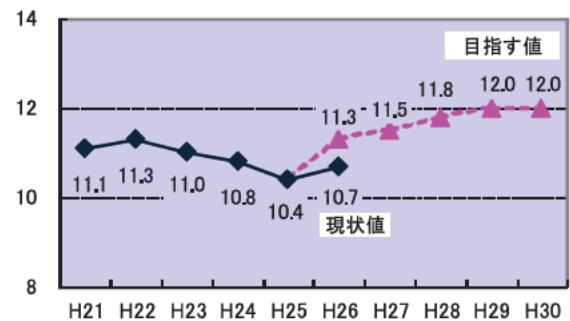
- ① 生涯学習情報の提供（生涯学習課）
- ① 2 高齢者教育推進事業（生涯学習課）
 - いこま寿大学入学定員の増員（生涯学習課）
- ① 3 生涯学習施設整備事業（生涯学習課）
- ① 4 来館困難な高齢者等への本の宅配事業（図書館）
- ① 5 子ども読書活動推進事業（図書館）
- ① 6 ピブリオバトル全国大会（図書館）
 - ピブリオバトル市内中学生大会（図書館）
- ② 1 自主学習グループ補助金交付事業（生涯学習課）
- ② 2 まちづくり人材バンク設置事業（生涯学習課）
- ② 3 PTA協議会補助金交付事業（生涯学習課）
- ② 4 地域デビュー促進事業（生涯学習課）
- ② 5 市民との協働の推進事業（図書館）

<生涯学習まちづくりサポート体系図>



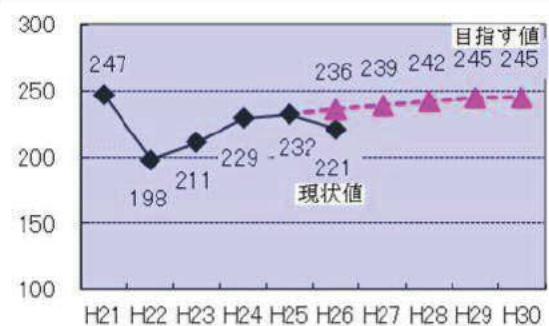
指標

① 市民1人当たりの図書貸出冊数(冊)



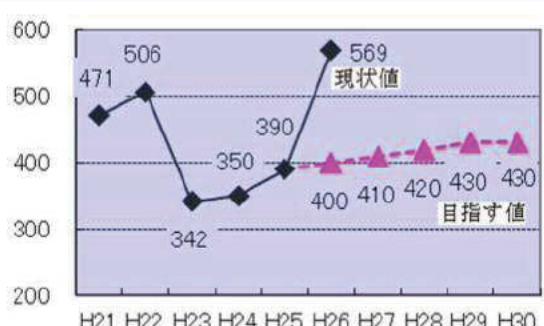
【この指標について】図書の年間貸出冊数／総人口。市民の学習意欲を示す数値の一つであり、図書サービスや利便性の向上を図り、市民1人あたりの貸出冊数の増加を目指します。（図書館）

② 1 自主学習グループによる市民向け学習会の開催数(回)



【この指標について】自主学習グループが広く市民を対象に実施する学習会の開催回数。生涯学習の成果の社会還元化、ボランティア意識の高まりが数値として表れますですが、現状においても活動が活発に行われていることから、開催回数の増加を目指します。（生涯学習課）

② 2 生涯学習まちづくり人材バンク活用件数(件)



【この指標について】専門的な知識や経験、技能等を有する人材登録制度の活用件数。活発に制度が活用されていることから、活用件数の増加を目指します。（生涯学習課）

小分野 2-(3)-②

青少年

基本計画

4年後のまち

- ① 地域、学校、家庭の連携のもと、青少年が「生きる力」と「心豊かな人間性」を身につけ、健やかに成長している。
- ② 子どもたちが安全・安心に遊べて、地域の人たちと交流する場が整えられている。
- ③ 地域社会の中でリーダーとして積極的に活動できる青少年の育成が進んでいる。

行政の4年間の主な取組

- ①① 青少年健全育成に関する情報提供や啓発活動の支援を行います。(生涯学習課)
- ①② 青少年の教育のため、地域、学校、家庭が連携できる環境づくりや取組の支援を行います。(生涯学習課)
- ①③ 市民等が持つ能力を子育てに活かす体制づくりと活動の機会を提供します。(生涯学習課)
- ①④ 青少年に関する相談体制・環境の充実を図ります。(教育指導課)
- ①⑤ ひきこもりや就労等に関する相談窓口を充実し、関係機関と連動しながら若者の自立のための支援を推進します。(生涯学習課)
- ①⑥ 指定管理者等と連携して、野外活動等の集団生活を通して自立心や協調性を育み、青少年の健全育成を図ります。(生涯学習課)
- ①⑦ 障がいの有無、国籍や文化、性別、年齢などの違いを超えた多様性を理解し、それらを活かした社会の実現に向けた交流を行います。(生涯学習課)
- ②① 健全育成パトロールなど、地域ぐるみの児童生徒健全育成事業推進協議会が活動できる環境の整備・取組を推進します。(教育指導課)
- ②② 青少年が健全に成長できるように、有害環境の浄化など社会環境を改善・整備します。(生涯学習課)
- ②③ 子どもたちが地域の中で、安全に安心して遊び、大人たちと交流できる場・機会を提供します。(生涯学習課)
- ②④ 街頭巡回指導による青少年非行の早期発見など、非行防止活動を強化します。(生涯学習課)
- ②⑤ 青少年健全育成団体が活動できる環境の整備・支援を行います。(生涯学習課)
- ③① 青少年リーダー・地域リーダーの積極的な養成を行います。(生涯学習課)
- ③② 地域のリーダーとして育っている青少年の活動の支援を強化します。(生涯学習課)

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①① 地域で子どもを育てようという意識を持つ。
- ①② 家庭環境を整える。
- ②① 持っている能力を活かして、地域の青少年との交流、その活動の支援・協力をを行う。

市民2人以上でできること

- ①① 地域で行っている青少年健全育成活動に参加、協力する。
- ①② 地域ぐるみの児童生徒健全育成事業推進協議会の活動に参加、協力する。
- ②① 子ども会が活動できる場や機会を提供する。
- ②② 子ども会組織を充実させる。
- ②③ 家庭・学校との連携を強化し、青少年の非行防止活動に取り組む。

事業者でできること

- ①① 職業体験・見学等の場を提供する。
- ②① 青少年の活動に対して支援、協力する。

小分野 2-(3)-②

青少年

資料

現状と課題

社会経済状況の変化により、青少年犯罪の凶悪化や低年齢化、ニート・ひきこもり等若者を取り巻く環境が、全国的に深刻な状況にあります。少子化による子ども同士のふれあう機会の減少やインターネットの普及など情報化の進展により、地域や人ととの直接的なふれあいも希薄化しつつあります。また、核家族化や地域社会との関わりの希薄化により、家庭や地域の教育力も低下している傾向にあります。

本市では、学校、保護者、地域、関係機関が連携して地域の実情・実態に沿って、安全パトロールや健全育成パトロールなどの活動を行っています。また、地域リーダーの養成や青少年健全育成団体に対する支援などの取組を行っているほか、青少年に関する相談、新成人式の企画などを行う成人式運営委員会の開催など、青少年健全育成のための事業を行っています。

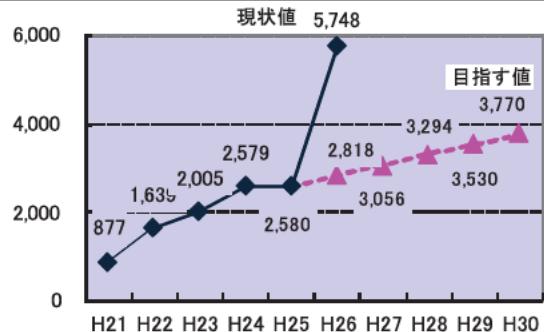
今後も、青少年の非行を未然に防ぎ、健全な育成を実現していくために地域、学校、家庭などが連携し、地域の教育力を高め、子どもや若者が生き生きと過ごせる環境を整備するとともに、自立への支援を充実し、生きる力の育成を図っていく必要があります。

具体的な事業

- ①1 青少年健全育成啓発事業（生涯学習課）
- ①2 チャレンジ教室事業（生涯学習課）
- ①3 子どもの居場所づくり事業（生涯学習課）
- ①4 青少年教育相談事業（教育指導課）
- ①5 若者自立無料相談事業（生涯学習課）
若者のニート・ひきこもりや就労等に関するセミナーの開催、窓口設置・周知（生涯学習課）
- ①6 青少年野外活動事業（生涯学習課）
- ①7 ユニバーサルキャンプ事業（生涯学習課）
- ②1 地域ぐるみ健全育成推進事業（教育指導課）
- ②2 青少年健全育成環境保全事業（生涯学習課）
- ②3 放課後子ども教室事業（生涯学習課）
- ②4 青少年指導活動事業（生涯学習課）
- ②5 青少年健全育成団体支援事業（生涯学習課）
- ③1 青少年リーダー育成事業（生涯学習課）
- ③2 青少年団体育成支援事業（生涯学習課）

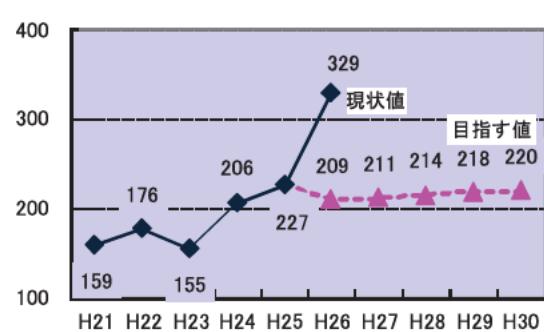
指標

① 青少年健全育成事業参加人数(人)



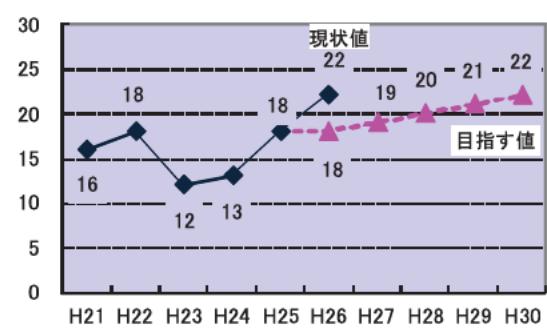
【この指標について】野外活動事業、国際交流事業、子どもの居場所づくり事業、放課後子ども教室推進事業等への参加人数。少子化傾向にありますが、青少年の自立心や協調性を育むため、参加者のアンケート結果等を反映させ、現状値より多くの青少年が参加できる内容の実施に努めます。（生涯学習課）

② 青少年指導委員による巡回指導回数(回)



【この指標について】約 120 名の市民等に委嘱している青少年指導委員による巡回指導回数。
登下校時や夜間等に巡回指導することにより、青少年の非行防止や安全確保を目指します。（生涯学習課）

③ 青少年健全育成団体に対する支援事業回数(回)



【この指標について】リーダー、ジュニアリーダー、あすなろ会、青年チーム、子ども会、ボーイスカウト等の青少年健全育成団体に対して支援する事業の開催回数。
青少年健全育成のために積極的に活動している団体に対し、補助金交付等の助成を行うとともに、若者の力を活用した事業を開拓し、本市に貢献できる青少年リーダーの育成に努めます。（生涯学習課）

小分野 2-(4)-①

文化活動

基本計画

4年後のまち

- ① 文化活動に活発に参加する市民が増え、豊かな感性が育っている。
- ② 市民と行政が協働し、生駒らしい魅力ある文化の創造が進んでいる。
- ③ 生涯学習施設で様々な文化・芸術に触れ合える機会が増えている。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ① 文化や芸術に関心を持つ。
- ② 積極的に自己能力、学習成果を社会還元する。
- ③ 様々な講座やイベントなどに積極的に参加する。

市民2人以上でできること

- ② 1 ボランティア意識を高め、行政と協働し、文化活動の活性化、推進を図る。
- ② 2 質の高い文化・芸術活動に努める。

事業者でできること

- ① 1 文化活動の推進や芸術・文化活動の機会を提供する。
- ① 2 地域での多様な文化活動を支援する。
- ③ 1 文化活動のスペースの提供等、市民の文化活動に協力する。

[指定管理者^{※1}]

- ③ 2 生涯学習施設についてモニタリング^{※2}を行い、利用ニーズを把握する。
- ③ 3 利用ニーズに応じた各種文化事業を開催する。

行政の4年間の主な取組

- ① 1 生涯学習まちづくり人材バンク登録者のPRを行います。(生涯学習課)
- ① 2 市民の文化活動の成果を発表する機会や場を充実します。(生涯学習課)
- ① 3 グループ・団体間の交流の場の提供や、自主運営に向けた取組を支援します。(生涯学習課)
- ① 4 子育て世代の交流の場の提供、情操教育の推進や市民の音楽文化の醸成を図るために、未就学児を主体にした親子で参加できる音楽会等を開催します。(生涯学習課)
- ② 1 市民団体、NPO、指定管理者など、また市民が行政との協働で実施する生駒らしい文化芸術の普及と市民文化の向上に寄与する事業を支援します。(生涯学習課)
- ③ 1 文化事業に対するモニタリング等により市民ニーズを把握し、生涯学習施設指定管理者による適正な事業運営がなされるよう指導評価します。(生涯学習課)
- ③ 2 生涯学習施設指定管理者と連携して、各種文化事業のPRを行います。(生涯学習課)

※1 指定管理者: 小分野 1-(4)-②参照

※2 モニタリング: 小分野 1-(4)-②参照

小分野 2-(4)-①

文化活動

資料

現状と課題

本市では、文化活動の拠点となる施設の整備が進み、心の豊かさや日常生活の質の向上を求めて文化活動が活発に行われています。しかし、世代による偏りも見られることから、市民全体の文化活動を活発化するため、世代を超えて成果を発表する場を提供するとともに、各種の魅力的な文化事業の推進が課題となっています。

一方、地域の文化への関心は低くなっていますが、地域の文化・自然を活かした個性豊かな文化を創造していくための学習活動を推進する仕組みが必要です。

また、市民グループが提案する事業も含め、現在行っている事業の質・効果を見直し、高めていく必要があるとともに、身近な地域での活動場所の確保や文化芸術にふれる機会の提供、人材の発掘が必要です。

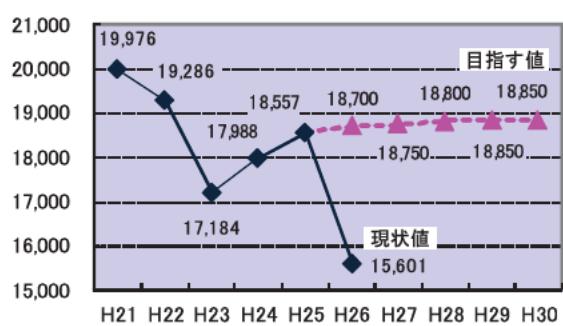
他方、生涯学習施設の指定管理者と連携し、市民が多様な学習機会を得られるよう、各種文化活動を充実していく必要があります。

具体的な事業

- ① 1 まちづくり人材バンク事業（生涯学習課）
- ① 2 市民文化祭等の開催事業（生涯学習課）
- ① 3 生涯学習推進連絡会事業（生涯学習課）
- ① 4 0歳から楽しめるファミリーコンサート事業（生涯学習課）
- ② 1 文化芸術振興団体補助事業（生涯学習課）
いこま国際音楽祭補助事業（生涯学習課）
- ③ 1 生涯学習施設指定管理事業評価（生涯学習課）
- ③ 2 指定管理者自主事業との連携（生涯学習課）

指標

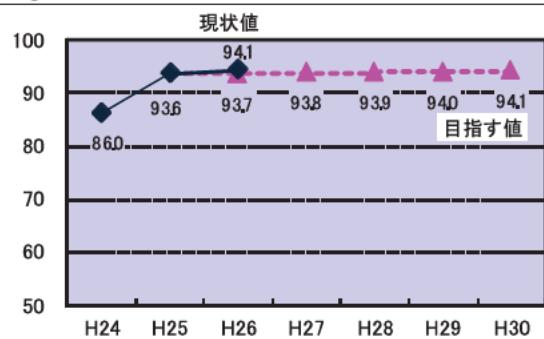
① 市民の成果発表事業の参加者数(人)



【この指標について】毎年秋に実施する市民文化祭（自主学習グループフェスティバル、リベルラルコンサート、夢リサイタル、いこま寿大学祭など）、市民川柳大会、書き初め大会、各種コンサートの延べ参加者数。

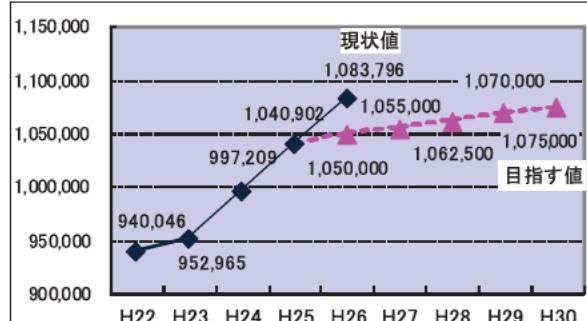
活発な市民参加の増加に努めます。（生涯学習課）

② 生涯学習施設で行う文化芸術事業の満足度(点)



【この指標について】指定管理者が実施する文化芸術事業のモニタリング結果（100を最大とした相対評価値）。（生涯学習課）

③ 生涯学習施設の利用者数(人)



【この指標について】たけまるホール、芸術会館、図書会館、コミュニティセンター、南コミュニティセンター、北コミュニティセンター等の年間の利用者数。

施設の利便性の向上を図りながら、市民の文化活動を促進することにより、利用者の増加を目指します。（生涯学習課）

小分野 2-(4)-②

歴史・伝統文化

基本計画

4年後のまち

- ① 住んでいる地域・地区に愛着を持つ市民が増えている。
- ② 市民が生駒市の歴史文化に興味を持ち、文化の担い手となっている。

行政の4年間の主な取組

- ① 生駒ふるさとミュージアムのホームページ・冊子の刊行などの情報発信を通して、市の歴史と伝統文化の活用を推進し、世代を超えて郷土愛が育まれるよう取り組みます。(生涯学習課)
- ② 生駒ふるさとミュージアムを一層活用するため、指定管理者が行う学校教育との連携、子ども学芸員の活動、ボランティアの育成、フィールドワークなど、郷土愛が育まれる事業を支援します。(生涯学習課)
- ② 生駒の歴史・伝統文化に関し、市のホームページや冊子等で情報提供します。(生涯学習課)
- ② 生駒ふるさとミュージアム指定管理者^{※1}と連携して、市民が地域の歴史、伝統文化の保存・継承について、親しみを持ち、地域に愛着が持てる機会を拡充します。(生涯学習課)
- ② 地域の歴史、伝統文化についての市民の参画・提案に対する支援を行います。(生涯学習課)
- ② 市内にある有形・無形の文化財の保存と活用を進めます。(生涯学習課)
- ② 市民の郷土学習の拠点として、生駒ふるさとミュージアム指定管理者が市民ニーズの把握に努め、円滑な運営を図るよう、評価・指導に努めます。(生涯学習課)

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ① 積極的に郷土学習事業・郷土学習ボランティアに参加し、活動を拡充する。
- ② 自分の住んでいる地域の歴史、伝統文化を知り、尊重する。
- ② 郷土愛への自己意識を高め、地域の歴史や伝統文化の保存継承に取り組み、担い手となる。

市民2人以上でできること

- ① 郷土愛を育むPRや住民間での啓発を行う。
- ② 地域の歴史や伝統行事を保存・継承し、振興する。

事業者でできること

- ① 生駒の歴史や文化、資源を活かした事業、商品化の実現や店舗などを紹介するマップを作成する。
- ② 効果的な歴史・伝統文化の保存・活用に積極的に寄与する。

※1 指定管理者: 小分野 1-(4)-②参照

小分野 2-(4)-②

歴史・伝統文化

資料

現状と課題

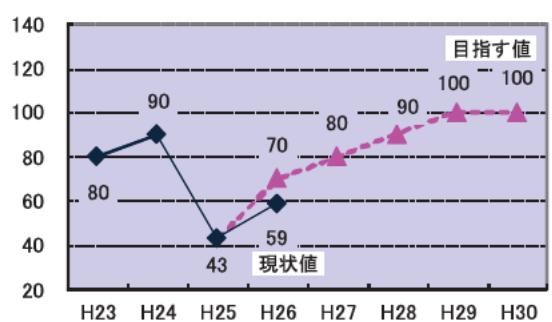
働く世代、若年層にとっては、自分の住んでいる地域についての関心が薄く、市の歴史・文化についての認知度も下がっています。また、それに伴い地域の伝統文化も失われつつあります。他方、シニア世代は、地域への関心から、学習ニーズやボランティアへの参加意識は高まっています。

学校教育での学習教材の提供や生駒ふるさとミュージアムを拠点として各世代が地域を見つめ直し、市の歴史・伝統文化を知ることで郷土愛を育む取組が必要です。

また、地域の歴史、伝統文化を保存・継承する担い手の育成と文化財愛護活動への支援を行う必要があります。

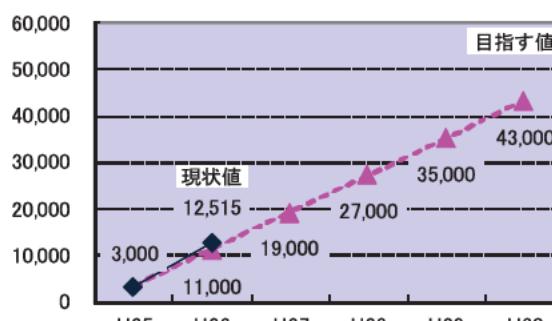
指標

① 生駒歴史文化友の会の会員数(人)



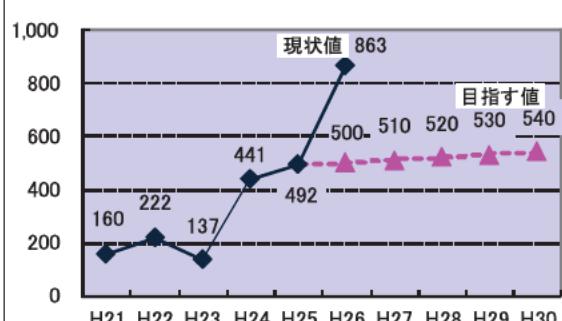
【この指標について】平成23年度に文化財の保護、施設の整備のために創設された生駒市歴史文化基金に伴い、設立された生駒の歴史文化爱好者団体の会員数。年間会費の一部は基金に積み立てられ1年ごとに更新していきます。(生涯学習課)

②① 生駒ふるさとミュージアムの来館者数[累計](人)



【この指標について】生駒ふるさとミュージアムの来館者総数(累計)。(生涯学習課)

②② 歴史文化系講座聴講者数(人)



【この指標について】1年間に市及び指定管理者が開催する歴史文化系講座の聴講者数。市の歴史や伝統文化を知る機会を増やし、市民の郷土意識の高揚を図ります。(生涯学習課)

具体的な事業

- ①① 生駒ふるさとミュージアム指定管理事業(生涯学習課)
- ①② 指定管理者自主事業との連携(生涯学習課)
- ②① ホームページ・歴史文化冊子普及等情報発信事業(生涯学習課)
- ②② 生駒歴史文化基金事業(生涯学習課)
- ②③ 文化財愛護団体補助事業(生涯学習課)
- ②④ 市指定事業・文化財調査事業・文化財保存補助事業(生涯学習課)
- ②⑤ 生駒ふるさとミュージアム指定管理事業評価(生涯学習課)

小分野 2-(4)-③

スポーツ・レクリエーション

基本計画

4年後のまち

- ① 体力や年齢に関わらず、技術、興味、目的に応じて、生涯スポーツに親しむ市民が増えている。
- ② 子どもの体力・運動能力が向上している。

市民等の役割分担

市民1人でできること

- ①1 積極的にスポーツイベントなどに参加する。
- ①2 スポーツサークルへの積極的な参加や、定期的な運動の機会をつくる。

市民2人以上でできること

- ①1 スポーツ等を始めるにあたって、地域におけるスポーツ推進委員に相談する。
- ①2 地域スポーツの推進と団体相互の交流活動を行う。

事業者でできること

- ①1 民間スポーツクラブなどのノウハウを活かして、地域に根ざしたスポーツ活動を推進する。
- ①2 専門家による地域へのスポーツ指導や交流を行う。

行政の4年間の主な取組

- ①1 市民や事業者のスポーツ・レクリエーション活動の現状等を把握し、興味や関心を持てる活動を見つける機会を設けます。(スポーツ振興課)
- ①2 スポーツの楽しさを知るためのきっかけとなるようなイベントを開催します。(スポーツ振興課)
- ①3 市民、事業者などが必要とする情報を、より簡単な方法で入手できるようなシステムを構築します。(スポーツ振興課)
- ①4 地域でスポーツ・レクリエーション活動が活発に行われるような組織づくり、環境づくりを行います。(スポーツ振興課)
- ①5 多様なニーズに対応した質の高いスポーツ指導者の育成や発掘を行います。(スポーツ振興課)
- ①6 総合型地域スポーツクラブ^{※1}の推進に向けての啓発活動を行います。(スポーツ振興課)
- ①7 市民のスポーツ活動への参加を促進するため、総合型地域スポーツクラブの設立等への支援を行います。(スポーツ振興課)
- ①8 事業者やNPO・総合型地域スポーツクラブとの連携による、効果的で楽しい健康ウォーキング・ハイキングなどを推進します。(スポーツ振興課)
- ①9 トップアスリートと触れ合えるスポーツイベントを積極的に開催します。(スポーツ振興課)
- ①10 子どもから高齢者までが週1回以上、スポーツや運動に親しんでもらうため、市独自のニュースポーツを1競技以上設置します。(スポーツ振興課)
- ①11 スポーツ施設のバリアフリー^{※2}化など市民がスポーツをしやすい環境づくりを進めます。(スポーツ振興課)
- ①12 生駒北スポーツセンターを生涯スポーツ活動の拠点施設として広く市民に開放します。(スポーツ振興課)
- ②1 子どもの体力向上を目指すため、子どもを対象としたスポーツをするきっかけとなるような事業の充実を図ります。(スポーツ振興課)

※1 総合型地域スポーツクラブ：地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブのこと。人々が、身近な地域でスポーツに親しむことを目的に、子どもから高齢者まで(多世代)、様々なスポーツを愛好する人々が(多種目)、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる(多志向)という特徴を持つ。

※2 バリアフリー(化)：高齢者や障がい者などが社会生活をしていく上で、障壁(バリア)となるものを取り除くこと。人々は建物内の段差の解消など、物理的障壁の除去という意味合いで用いられていたが、高齢者や障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁を取り除くという広い意味でも用いられる。

小分野 2-(4)-③

スポーツ・レクリエーション

資料

現状と課題

市民のライフスタイルの変化によるスポーツニーズの多様化や、団塊世代の余暇時間の増加と近年の健康新向による生涯スポーツの需要が高まっていることから、必要とする活動の情報提供や団体間の交流を促し、市民が主体的に活動できる仕組みづくりが必要となっています。

一方、子どもたちについては、学校週5日制により自由時間が増えているものの、運動の機会が減少し、体力が低下していることから、地域のスポーツ・レクリエーション活動を活性化し、体力の向上とともに、豊かな社会性の形成を促す必要があります。また、子どもたちの体力向上について正しい認識を持つよう、市民意識の向上が求められます。

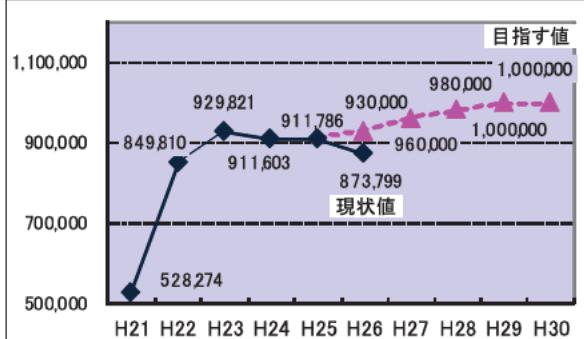
スポーツ施設の整備は進んでいますが、単発的・定期的なスポーツイベントやスポーツ教室などの開催に偏る傾向があり、その結果、参加者が固定化されたり、女性、高齢者、障がい者などの参加が困難であったりするため、地域住民の誰もが継続してスポーツ活動が可能となるよう、多様な種目を用意するとともに、指導者の登録、育成も必要です。

具体的な事業

- ① スポーツに関する情報の提供事業（スポーツ振興課）
- ② ファミリースポーツ紹介事業（スポーツ振興課）
- ③ ホームページ等による情報発信事業（スポーツ振興課）
- ④ スポーツリーダーバンク登録紹介事業（スポーツ振興課）
- ⑤ スポーツ指導者育成・発掘事業（スポーツ振興課）
- ⑥ 総合型地域スポーツクラブ推進事業（スポーツ振興課）
- ⑦ 総合型地域スポーツクラブ設立支援事業（スポーツ振興課）
- ⑧ 生駒山スカイウォークの開催（スポーツ振興課）
- ⑨ トップアスリートと市内総合型地域スポーツクラブ、市の連携事業の開催（スポーツ振興課）
- ⑩ 生涯スポーツ支援事業（スポーツ振興課）
- ⑪ 体育施設整備事業（スポーツ振興課）
- ⑫ 北部スポーツタウン事業（スポーツ振興課）
- ⑬ 子どもの体力向上事業（スポーツ振興課）

指標

①1 市内体育施設の利用者数(人)



【この指標について】市内体育施設（体育館、グラウンド、テニスコート、プール等）の年間利用者数。
過去の利用者数の推移を踏まえ、施設の利便性の向上に努めながら利用者の増加を目指します。（スポーツ振興課）

②2 市内各種スポーツイベントなどの参加者数(人)



【この指標について】市が主催する市民体育祭、市民体育大会、スポーツ教室などの参加者数。
過去の参加者数の推移を踏まえ、平成30年度に10%程度の増加を目指します。（スポーツ振興課）

②3 子どもを対象としたスポーツイベントなどの参加者数(人)



【この指標について】子どもの体力向上を目指すため、子どもを対象としたスポーツをするきっかけとなるような事業の充実を図ります。（スポーツ振興課）